

大阪府監査委員告示第17号

大阪府包括外部監査人が執行した平成22年度、平成21年度、平成20年度及び平成19年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の38第6項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年7月4日

大阪府 監査委員 磯部 洋
同 赤木 明夫
同 清水 涼子
同 和田 秋夫
同 三田 勝久

包括外部監査結果に基づき講じた措置について
(通知文)

行 革 第 1085号
平成24年6月18日

大阪府監査委員 磯部 洋 様
同 赤木 明夫 様
同 清水 涼子 様
同 和田 秋夫 様
同 三田 勝久 様

大阪府知事 松井 一郎

包括外部監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成22年度、平成21年度、平成20年度及び平成19年度の包括外部監査結果に基づき、平成24年5月8日までに講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

(別紙)

平成22年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

出資法人に関する財務事務について

総括表

【平成24年5月8日現在】

項 目	監査の結果	意 見
-----	-------	-----

	件数	措置	経過報告	件数	措置	経過報告
税務賦課事務の検討	3	3	0	18	16	2
税務滞納整理事務の検討	0	0	0	12	3	9
税務事務に関するその他事項の検討	2	2	0	17	13	4
債権管理事務の検討（税金・貸付金以外の債権を対象）	2	2	0	19	13	6

（注1） 監査の結果・・・①合規性、②3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、是正・改善を求めるもの
 意見・・・・・・・・・・監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

（注2） 措置・・・・・・・・・・監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの
 経過報告・・・・・・・・措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
第3 税務賦課事務の検討			
第3 【2】個人府民税の検討 3. 意見 （1）府が負担する徴収取扱費の按分計	徴収取扱費とは、市町村が個人府民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するために交付するものであり（法第47条、法施行令第8条の3）、交付金額については、市町村から個人府民税徴収取扱費報告書によって納税義務者数、過誤納金還付金額等の報告を受け、府で検算し、交付することとなっている。 平成21年度の大阪市からの個人府民税徴収取扱費報告書を確認したところ、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に係る還付金額について	市町村に対して、徴収取扱費報告書のすべての科目において総額、按分率の記載を徹底するよう平成23年12月19日通知文書を発した。 また、平成24年2月7日に市町村税務担当課長会議において、記載の徹底を依頼した。 府税務所に対しては、巡回時及び日々の報告の中で指導している。	措置

<p>算は再計算すべき</p>	<p>控除割合が誤っていたことにより、過去に遡って 5,583 千円の修正がなされていた。</p> <p>徴収取扱費報告書には総額及び按分率が記載されており、府で計算チェックを行っているが、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に係る還付金額については市町村の事務の煩雑さを勘案し、一定割合を乗じた後の金額のみが記載されているため、検算が行われていなかった。その結果、金額の誤りが生じたものである。</p> <p><u>金額の正確性を担保する観点からも、市町村からの徴収取扱費報告書には、すべての科目において総額、按分率の記載を徹底してもらうよう依頼し、全ての項目について検算すべきである（意見番号1）。P47</u></p>		
<p>第3</p> <p>【3】個人事業税の検討</p> <p>3. 監査の結果</p> <p>(1) 社会保険診療に係る収入金額を調査すべき</p>	<p>医業等を行う個人に係る個人事業税の課税標準額の算定に当っては、社会保険診療に係る収入から経費を控除した金額は除かれるため、医業等を行う個人については、府税事務所からの求めに応じて「個人事業税の社会保険診療に係る収入金額等の明細書」を提出させている。</p> <p>しかしながら、<u>当該明細書に記載された金額については、過年度の申告額や決算書等との照合により異常が無いか確認しているものの、実地調査は行われていない。社会保険診療に係る所得を課税標準額から控除するのは個人事業税の算定においてのみであり、府の責任において当該明細書に記載された金額の調査は行うべきである（結果番号1）。P49</u></p> <p>もっぱら社会保険診療のみを行っている事業者であれば申告漏れのリスクは低いと思われるが、保険外診療の割合が高い事業者の場合は、</p>	<p>医業等を営む個人事業者の数は非常に多いので悉皆的に調査を実施することは困難であるが、確定申告書及び付属書類を確認するなどし、必要な収入金額等の把握を行っている。</p> <p>また、国民健康保険団体連合会等の関係機関と連携し、社会保険診療に係る収入金額等の明細書の内容が正しいかどうかを確認するための手法を確立し、平成 23 年 12 月から調査を適宜、開始した。</p>	<p>措置</p>

	課税標準額に重要な影響を及ぼすケースもあり得ると考えられる。リスクを勘案しつつ、ローテーション実施の計画を組むなどして実地調査を実施する必要がある。		
<p>第3</p> <p>【3】個人事業税の検討</p> <p>3. 監査の結果</p> <p>(2) 損失の繰越控除額は府全体でデータを一元管理し、課税誤りを防止すべき</p>	<p>所得税の青色申告者で事業所得が損失となったときなど、一定の要件を満たす損失については、翌年以降3年以内に生じた事業の所得からその損失額を差し引くことが可能である。</p> <p>これは所得税と同様の制度であるが、所得税と個人事業税の課税標準額は異なる場合があるため、個人事業税の損失の繰越控除額は、所得税における損失の繰越控除額とは異なることになる。したがって、個人事業税の損失の繰越控除額は府が独自に管理している。しかしながら、損失の繰越控除額の管理は府税事務所単位で行っており、管理方法や帳簿の様式も定められていないため、課税金額に誤りを生じるリスクが高いと考えられる。</p> <p><u>実際に、平成21年度においても繰越控除漏れによる個人事業税の減額は複数件発生しており、特に、個人事業主の事業所が移転した場合の府税事務所間での繰越控除額の引き継ぎが適切に行われていないケースが見られる。</u></p> <p><u>損失の繰越控除額は府全体でデータを一元管理するとともに、漏れなく当該データベースへの入力、データと申告書との照合等の手続が行われるよう、事務処理要領等で明記すべきである（結果番号2）。P49</u></p>	<p>平成23年2月に「国税連携システム」を、平成23年3月に「情報管理システム」をそれぞれ導入したことにより、申告データは一元管理できるようになった。損失管理についても、課税税額が発生する年度に過去の損失繰越控除額が計算できるシステムを構築している。</p> <p>また、当該事務処理について、平成23年度中に事務処理要領の改正を行った。</p>	措置
第3	申告書等のみでは課税標準となる所得金額の算定ができない場合に	平成23年2月に導入した「国税連携システム」で、個人事業者	措置

<p>【3】個人事業税の検討</p> <p>4. 意見</p> <p>(1) 個人事業税の調査は課税事由が最初に発生した年分まで遡って実施すべき</p>	<p>については、原則として実地調査又は文書照会により調査し、調査が完了した時は必要事項を記載した個人事業税に係る調査内容確認書を作成することとされている。</p> <p>このことにつき、ある事務所で平成21年度分の「個人事業税に係る調査内容確認書」の綴りをレビューしたところ、 <u>平成19年分に新築した物件の貸付業を営む事業者に対する調査において、所得調査を十分に行っていないものが発見された。当該事案では物件が新築された平成19年分まで遡って実態調査を行う必要がある。</u> <u>なお、当該事案以外にも調査不十分の事案が発生している可能性がある。これまでに実施された調査の内容についてすべて確認することは困難と思われるが、今後同様の事案が発生しないよう、課税事由が最初に発生した年度まで遡って確実に調査を実施すべきである（意見番号2）。P50</u></p>	<p>の開廃業の調査リストの作成と、課税事由の発生年度の調査を行うこととした。</p> <p>引き続き、適正な課税事務処理の徹底とともに調査記事を明確に記載するよう指導する。</p>	
<p>第3</p> <p>【3】個人事業税の検討</p> <p>4. 意見</p> <p>(2) 税額計算に使用するプログラムの信頼性を確認すべき</p>	<p>一部の府税事務所では、個人事業税に関連する納税者の基礎データや所得データを、職員が独自に開発した Access のプログラムに保存し、税額計算を行わせている。しかしながら、当プログラムの信頼性について府としては検証しておらず、結果を申告書等の原始証憑と照合することにより確認しているのみであり、年度更新も開発者である職員が行っているとのことである。</p> <p><u>出力結果を確認することにより一定のチェック機能は果たせられると思われるが、個人事業税の賦課において中心的なプログラムであり、府自らプログラムの解析・評価をすべきである（意</u></p>	<p>平成23年3月に、大阪府が新たに「情報管理システム」を構築し、全事務所に導入した。</p>	<p>措置</p>

	<p>見番号3)。P50</p> <p>なお、プログラムの信頼性が確認された場合は、できる限り全府税事務所に導入し、事務の効率化に資することが望ましい。</p>		
<p>第3</p> <p>【3】個人事業税の検討</p> <p>4. 意見</p> <p>(3) 納税通知書に対する明細書の添付を検討すべき</p>	<p>個人事業税については、特有の非課税所得や事業主控除があるため税額計算が複雑であり、納税者の立場からは、課税所得の計算根拠が確認しづらい。</p> <p>実際、納税通知書に記載された課税所得の計算根拠に対する納税者の問い合わせから府による課税誤りが発見される場合もあり、適正課税を推進するとともに、より納税者の納得を得られるようにするため、府は課税所得の計算明細書を納税通知書に添付して納税者へ送付することを検討すべきである（意見番号4）。P50</p> <p>なお、課税計算の複雑性は個人事業税の制度そのものに起因するところでもあり、これについては、第5の【4】7. で個人事業税の課税要件等の見直しを国に要望することを求めている。</p>	<p>費用対効果を検討すると実施する必要性が低い。</p> <p>代替措置として、平成24年度定期課税分から、複数の具体的計算事例の同封や府税ホームページへの掲載を行う予定である。</p> <p>■個別計算明細書の作成・同封に関する課題</p> <p>○多額の費用が必要 4,700万円</p> <p>内訳・システム改修費用 4,630万円</p> <p>・封入封緘・発送等の費用 80万円増/年</p> <p>○税込増への寄与が不明 ⇒ 後の検証も困難。</p> <p>○早期の実施（例えばH24年度定期課税分から）は困難。システム改修に相当の時間を要する。</p>	経過報告

<p>第3</p> <p>【3】 個人事業税の検討</p> <p>4. 意見</p> <p>(4) 不動産貸付業の認定基準の金額要件には土地の貸付収入も含めるべき</p>	<p>個人事業税の課税対象となる事業のうち不動産貸付業及び駐車場業については事業的規模として認定する基準が設けられており、当該認定基準については国から一定の数量判定基準が示されているものの、著しく均衡を失しない範囲において都道府県の判断に委ねられている。府では次に該当する場合を課税対象としている。</p> <p>府の基準によれば、収入金額基準は建物の貸付のみに適用されている。したがって、土地の賃貸料収入がどれだけの金額であっても契約件数が10未満（かつ住宅用土地の場合は2,000㎡未満）であれば課税されず、大規模な土地を賃貸して多額の賃料を得ているという、外形的には明らかに不動産貸付業が行われ、当該事業活動を行うに際しさまざまな公共サービスを受けていると見られるような場合であっても、契約件数が10件未満であるという理由をもって事業税が課されないという事案が生じることとなる。</p> <p><u>こうしたことは事業税の応益負担原則に明らかに反していると考えられることから、課税の公平性という観点から不動産貸付業の事業認定基準を見直すべきである。例えば九州各県では、不動産貸付による年間収入金額が850万円以上である場合は課税することとされており、府も収入金額の基準を土地の貸付にも適用すべきである（意見番号5）。P51</u></p>	<p>不動産貸付業の認定は、「地方税法の施行に関する取扱いについて」に示されている基準に基づき、近畿府県で差異が生じないよう統一的な取扱いを行っている。</p> <p>このことから、近畿府県担当係長会議において、均衡課税要件の見直しについて協議したが、新たな不均衡や納税者の無用な混乱を招かないためにも、特に国の改正見込等の細やかな情報収集の上の判断が必要と、慎重な意見が多く、適用範囲の拡大は困難。</p> <p>認定基準の拡大については、国において税法の改正等統一的な取扱いとなるよう、全国税務協議会等を通じて提案していく。</p>	<p>措置</p>
---	--	--	-----------

<p>第3</p> <p>【4】法人二税の検討</p> <p>3. 意見</p> <p>(1) 医療法人に対する実地調査を実施すべき</p>	<p>法人事業税についても、個人事業税と同様に医療法人の社会保険料収入から生じる所得は課税標準の計算から除かれているが、レセプト請求のチェックなど、社会保険料収入として申告されている金額の実地調査は実施されていない。</p> <p>法人の場合、申告書に添付させる明細書が詳細であるなど個人事業主と比して机上調査の有効性は高いと考えられるが、 <u>社会保険診療分の収入金額は府が自ら捕捉すべき項目であり、実地調査を実施すべきである。なお、近年、レセプトの不正請求事件が頻繁に報道されており、病院等の監督部門ではないものの税務室においてもこうした課題に問題意識を持って対応することが望まれる（意見番号6）。P55</u></p>	<p>医療法人については、法人税別表や財務諸表から課税標準額の確認ができることから、これまでから当該資料を提出させ、確認調査を行っている。</p> <p>また、国民健康保険団体連合会等の関係機関と連携し、社会保険診療に係る収入金額等の明細書の内容が正しいかどうかを確認するための手法を確立し平成23年12月から調査を適宜、開始した。</p>	<p>措置</p>
<p>第3</p> <p>【4】法人二税の検討</p> <p>3. 意見</p> <p>(2) 支店法人調査及び分割基準調査を強化すべき</p>	<p>複数の都道府県に事務所、事業所を有する場合は、従業者数等によって、都道府県ごとに所得金額等を按分して税額を計算する。したがって、府外に本店を置く法人が府内に新たに事務所を設立した場合は、事務所設置の日から15日以内に「法人設立等申告書」を提出しなければならないこととされている。しかしながら、当該申告書を故意にあるいは失念して提出しない場合があるため、各府税事務所が支店法人の調査を行っている。</p> <p>具体的には、テナントビルの調査や自動車定置場の調査、電話帳の調査などを実施しているが、例えば、再任用職員を当該調査に専任させ、平成21年度に178百万円の効果を上げている府税事務所もある。</p> <p>しかしながら、<u>専任職員を置くなどの対応をすべての府税事務所が行っているわけではなく、支店法人調査による課税額が</u></p>	<p>効果の上がっている府税事務所の調査手法等を取りまとめ、府税事務所へフィードバックすることにより調査手法等の共有化を図った。効率的なノウハウを活用し調査を実施するよう指示した。</p> <p>調査票の課長査閲について、課長印欄を設け業務運営の管理がしやすい様式に統一するとともに、押印、調査票作成の徹底を指導した。</p>	<p>措置</p>

	<p><u>数百万円にとどまっている事務所も見られる。地域により効果の違いはあると考えられるものの、平成21年度は支店法人調査により府全体で4億5千万円以上の課税を実施しており、調査を強化することにより課税金額の増加が期待できる。調査ノウハウを府税事務所で共有し、調査の有効性・効率性の向上を図るべきである（意見番号7）。P56</u></p> <p>また、事業を行う法人の事務所等が2以上の都道府県に所在するときは、当該法人の課税標準である所得を従業員数や事業所数等の基準に従って事務所等の所在する都道府県に分割するが、当該分割基準が正しく申告されていない場合があるため、文書照会等による分割基準調査を行っている。</p> <p><u>当該分割基準調査についても、平成21年度は府全体で1億5千万円以上の課税を実施しているが、分割基準調査による課税額がゼロの府税事務所もある。支店法人調査と同様に調査を強化することが望まれる（意見番号8）。P56</u></p> <p>なお、支店法人の調査結果は「支店法人等実態調査表」として報告されているが、複数の府税事務所において査閲したところ、<u>調査表に課長の押印がないもの、あるいは調査表そのものが作成されていないものが発見された。当該調査表は重要な資料であり、必ず作成し、課長が査閲・押印すべきである（意見番号9）。P56</u></p>		
<p>第3 【4】法人二税の検</p>	<p>法人府民税は資本金等の額により均等割の税額が異なるため、毎月税務署に赴いて登記事項の調査を行い、増減資等の申請漏れが無いか確認</p>	<p>資本金等の額の調査にあたり、「法人の貸借対照表」に加え、「法人税申告書の別表五（一）」も徴取する旨通達の改正を行った。</p>	<p>措置</p>

<p>討</p> <p>3. 意見</p> <p>(3) 資本金等の金額を確認するため、法人税別表の入手を通達に定めるべき</p>	<p>している。また、「資本金等の額」とは法人税法第2条第16号に規定する額であり、必ずしも資本金の額では無く、一定の加算項目（資本剰余金など）や一定の減算項目（自己株式の取得額や減資資本額など）を調整することから、登記事項の調査に加えて、一部の法人を対象として年度末現在の貸借対照表等の確認調査を実施している。</p> <p><u>しかしながら、「資本金等の額」は法人税法上の概念であって、その金額は法人税額申告書の別表五において算定されており、法人の貸借対照表よりも法人税別表の方がより直接的な資料である。したがって、申告法人から法人税別表を取り寄せるよう通達に定めるべきである（意見番号10）。P56</u></p>		
<p>第3</p> <p>【4】法人二税の検討</p> <p>3. 意見</p> <p>(4) 予定申告書はOCR読み取りではなくオンライン入力すべき</p>	<p>中間申告にあたっては予定申告と仮決算による申告があり、予定申告の場合は前事業年度の課税額の2分の1を課税することになる。この予定申告の場合も申告書をOCR機で読み取って税務情報システムに取り込んでいるが、税務情報システムには既に前事業年度の課税額の2分の1がデフォルトで設定されるようになっており、データを活用してより効率の良いオンライン入力が可能と言える。</p> <p><u>現在はすべての申告書をOCR読み取りとしているが、予定申告書はオンライン入力に変更することを検討すべきである。また、他の申告書についても、OCR読み取りにより事務の効率化が図れているかどうか、申告書の種類ごとに再度検討する必要がある（意見番号11）。P57</u></p>	<p>予定申告のデータ作成は、平成23年7月15日から税務端末機により行うこととした。</p> <p>他の申告書等についてもデータ化手法の検討を行った結果、現行のOCR読取による手法で効率化が図られている。</p>	<p>措置</p>
<p>第3</p>	<p>大阪市内の府税事務所においては、土地単価の高い商業地などが多い</p>	<p>平成23年6月に実施した事務所巡回において、固定資産課税</p>	<p>措置</p>

<p>【5】不動産取得税の検討</p> <p>3. 意見</p> <p>(1) 市町村の固定資産課税台帳に価格が登録されていない土地について、早期に価格決定を行い課税すべき</p>	<p>ため、個別に価格決定せず、翌年に固定資産税を課税するために市が評価するのを待って課税しているケースがある。これは、固定資産評価基準によって価格を算定するためには、一筆ごとに土地の性状（形状、用途地域、利用状況など）を調査する必要がある、物理的・技術的に困難との理由からである。その結果、不動産取得税の課税が3ヶ月～1年保留され、</p> <p><u>納税者が破産等で支払能力を喪失した場合に税収を確保できない危険性が生じる。そのため、事案に応じて市町村と調整の上で価格を算定し、早期課税に努めるべきである(意見番号12)。</u></p> <p>P59</p>	<p>台帳に価格が登録されていないものについては、積極的に市町村と調整を図りながら評価を行い、早期に課税を行うよう指導した。</p> <p>併せて、不動産取得税事務処理要領を改正した（平成24年4月1日施行）。</p>	
	<p>なお、<u>固定資産評価基準によって価格を算定するためには、取得した土地の形状、奥行き等を調査する必要がある、そのための人員の確保や算定能力の向上が必要となる。そのため、土地評価のためのマニュアル等を整備し、職員の専門能力の向上に努め、効率的に固定資産の評価を行える環境を整備することが求められる(意見番号13)。</u></p> <p>P59</p>	<p>経験年数2年目の職員を対象に実施している事例応用研修において、土地評価の科目を設け、基礎的な知識習得に努めている。</p> <p>平成22年度から当該科目の研修資料の内容を充実させた。</p> <p>平成24年度は固定資産評価基準の見直しが行われるので、評価に関する必要な図書を各府税事務所に配付するなど、評価事務に適した環境の整備に努める。</p>	措置
<p>第3</p> <p>【5】不動産取得税の検討</p> <p>3. 意見</p> <p>(2) 未登記家屋等</p>	<p>未登記家屋等の調査手法は事務所ごとに異なっており、ある府税事務所では効果を発揮している調査手法であっても他の府税事務所では実施されていない場合がある。たとえば、家屋変更届出書又は家屋補充台帳の調査は多くの府税事務所未登記家屋等の捕捉につながっており、効果的な調査手法であると言えるが、一部の府税事務所未実施されていない。</p>	<p>平成23年6月に実施した事務所巡回において、家屋補充台帳による未登記家屋の移転状況調査を実施するよう指導した。</p> <p>4半期毎の報告書に、調査手法を詳しく記載させる。また、巡回時に聴取し、有用な調査・補足方法については、課長会議などの場で紹介するなど、情報の共有と実践を図っていく。</p>	措置

<p>の調査を効果的に実施すべき</p>	<p><u>調査手法は地域性等を考慮して府税事務所ごとに検討すべきではあるが、他の府税事務所の調査結果により、効果的・効率的に捕捉が行えると見込める調査手法については、府税事務所間で情報共有し、全ての府税事務所において実施することが望ましい（意見番号 14）。P61</u></p>		
<p>第3 【5】不動産取得税の検討 3. 意見 (3)「未登記家屋等課税状況調」に調査実施件数の記載を求めべき</p>	<p>「未登記家屋等課税状況調」には、課税件数のみを記載することになっており、調査実施件数の記載は求められていないため、当該報告書ではどの調査手法がより効果的に課税対象の捕捉につながったかを判断をすることはできない。 そのため、「未登記家屋等課税状況調」の様式を見直し、<u>調査実施件数の記載を求めることが望ましい（意見番号 15）。P61</u></p>	<p>課税対象の捕捉を効果的に行うため、「未登記家屋等課税状況調」の様式に調査件数欄を追加する改正を平成23年4月に行った。</p>	<p>措置</p>
<p>第3 【6】自動車税の検討 3. 監査の結果 (1)中古自動車販売業者に対する減免について規則を適正</p>	<p>条例第74条では、一定の中古自動車販売業者が商品として所有・展示している中古商品自動車については、業者からの申請に基づき自動車税を減免できるとされており、大阪府税規則第40条の8第2項では、当該減免を受けることができる中古自動車販売業者の要件として、減免を受けようとする自動車税の賦課期日の属する年度に係る自動車税について納期限までに納付していることが求められている（すなわち、減免対象車以外の自動車税も納期限までに納付していなければならない）。</p>	<p>平成23年2月府議会において、大阪府税規則（第40条の8関係）を改正し、中古自動車販売業者の範囲を明確にした。（施行日：平成23年4月1日） 併せて、平成23年度分の中古商品車の減免にかかる周知文書「中古商品車減免のあらまし」等も見直した。</p>	<p>措置</p>

<p>に運用すべき</p>	<p><u>しかしながら、実務上は、中古商品自動車の減免を初めて申請する業者の場合、減免対象車の自動車税のみを納期限までに納付するものと誤認することにより、減免対象車以外の自動車税を納期限までに納付できていないケースがある。この場合、減免対象となる中古商品自動車の自動車税について減免を認めないことは酷であることから、すべての自動車税の納付を確認したうえで減免を認めている。</u></p> <p><u>上記のような取扱いは実務上の対応としては理解できるものの、規則に反する事務は認められず、規則を適正に運用すべきである。なお、そもそも納税者の誤認を防止するため、規則の文言の見直しを含めて分かりやすい周知を図る必要がある（結果番号3）。P64</u></p>		
<p>第3 【6】自動車税の検討 4. 意見 (1) 定期的な課税免除対象車の現況確認をルール化すべき</p>	<p>条例第64条により、以下のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さないこととされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 商品であって使用しない自動車 二 消防専用自動車及び救急専用自動車 三 私立学校が所有する自動車のうち、もっぱら生徒の教育練習の用に供するもの 四 公益のため直接専用する自動車 <p>新規登録車両について当該課税免除を行う場合は、課税免除対象車であることについて調査を行っている。一方、新規登録の次年度以降の更新にあたっては、課税免除継続申請書に自動車の用途及び前年度の申請内容と相違ない旨を記載させるとともに申請者より内容を聴取してい</p>	<p>課税免除の継続申請時においても、新規申請時に求めている写真や運行経路図等の客観的に現況が確認できる資料の提出を求め、これを平成25年度からの実施を目途に検討する。</p>	<p>経過報告</p>

	<p>るものの、客観的に現況を確認できる資料の確認は行っていない。</p> <p><u>車両の形状が変更された場合には対象車両の現況写真を添付させるなど、客観的な資料により定期的に課税免除対象車であることを確認するよう、事務処理要領等に明記すべきである(意見番号 16)。P64</u></p>		
<p>第3</p> <p>【7】軽油引取税の検討</p> <p>3. 意見</p> <p>(1) 不正軽油の採取調査の実施計画を見直すべき</p>	<p>府は、不正軽油を追放し、軽油引取税の適正な課税を図るために、ディーゼル車両や石油製品の貯蔵設備を有する事業所などにおいて、軽油等の抜取調査を実施している。府が実施した軽油の平成21年度の抜取件数が大幅に減少している。</p> <p>その理由は、平成21年度に実施した組織人員の見直しや、平成21年から不正軽油に係る犯則調査の内偵等を開始したため一部の職員が犯則調査の専任として配置され、抜取調査の人員が減少したことによるものである。</p> <p>また、調査対象について、これまでは全5業種区分(元売業者、特約業者、販売業者、自動車保有者、免税軽油使用者)とし、3年1巡で抜取調査を行ってきたが、平成21年度より調査対象を見直し、不正端緒率の低い元売業者と特約業者を調査対象から除外したことにより、全3業種区分となり、対象者件数が約2,800件から1,900件と減少した。</p> <p>端緒率だけを見れば、平成20年度より2.8ポイント上昇しており、効果的な調査が行われたといえるが、抜取件数が大幅に減少したことに伴い、反応件数も大幅に減少している。したがって、抜取本数を大幅に減少させることは、不正軽油を見逃すことにつながる恐れがある。</p>	<p>平成21年度から税務室において取り組んでいる犯則事案は、今年度中に告発を行う予定としている。</p> <p>少しでも多くの採取を行うため、事案の進捗状況に合わせ、順次、担当者を採油調査にシフトしていき、告発後は速やかに今年度における採取計画を立て実施していく。</p> <p>計画の策定に当たっては、過去において不正軽油の発見率が高い地域を採取場所として選定することにより、効率的な不正軽油の発見に努める。</p>	<p>措置</p>

	<p><u>調査のための人員の確保は困難といえるが、効率的な調査方法を検討し、少しでも多くの抜取調査を実施することが望ましい（意見番号 17）。P69</u></p>		
<p>第3 【7】軽油引取税の検討 3. 意見 (2) 免税軽油消費実績表のチェック体制を強化すべき</p>	<p>軽油引取税は、地方税法で定められた特定の用途に軽油を使用する場合に免税される。免税軽油の引取りに係る事務の流れは、上記「2. 賦課徴収事務の流れ」に記載のとおりであり、免税軽油使用者は免税軽油の使用状況の報告として、「免税軽油の引取り等に係る報告書」及び「免税軽油消費実績表」を府税務所に提出することとなっている。</p> <p>今回の監査にあたり、任意でサンプルを抽出し免税軽油に関する資料を閲覧した結果、「免税軽油消費実績表」の稼働時間の記載に計算誤りが複数件発見された。</p> <p>「免税軽油消費実績表」は、免税軽油使用者が免税軽油を適正に免税対象の用途に使用しているかを確認するために、免税軽油の引取数量と稼働時間を報告する重要な資料である。しかし、府税務所では、報告を受けた引取数量と納品書との照合は行っているが、稼働時間については照合する証憑等がないためチェックを行っていない。</p> <p>府税務所において、<u>免税軽油使用者に対して「免税軽油消費実績表」を正確に記載するように指導するとともに、報告資料のチェック体制をさらに強化することが望ましい。（意見番号 18）。P69</u></p>	<p>中央府税務所に対し以下の点を指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税軽油使用者から提出された報告書、消費実績表等の計算誤り等のチェック体制の強化。 ・現地調査時に免税機械の稼働時間や免税軽油の使用数量等を把握し、提出された帳票との整合性を確認する。 ・誤りを発見した場合等には、速やかな是正、申告指導等を行う。 <p>免税軽油使用者から得た情報や、誤りのあった事項などについて記録した連絡箋を作成し、調査対象者の選定時や調査実施時に役立てる。</p>	<p>措置</p>

第4 税務滞納整理事務の検討

<p>第4</p> <p>【2】滞納整理事務 手続に関する検討</p> <p>1. 財産調査について</p> <p>(2) 意見</p> <p>① 各府税事務所内 で、財産調査に係る 内規等を設定すべき</p>	<p>財産調査に関する方針として、本庁においては、各府税事務所等に徴収関係事務処理要領や滞納整理実務マニュアルを示している。これを受けて、ある府税事務所では、財産調査の実施方針を内規として設定しており、当該内規を踏まえ、事案ごとにベテラン職員の経験に基づいて府税事務所内で照会範囲の調整を行っている。他の府税事務所では、内規を設けずに、職員が事案ごとに対応しているとのことであった。</p> <p>確かに、効果的かつ効率的に滞納処分を実施するためには、滞納者が悪質かそうでないか、といった点も考慮しつつ、事案ごとに柔軟に照会範囲を調整することは重要であると考えられる。しかし、各府税事務所においては、照会手続に一定の方向性を明確にすることが求められる。なぜならば、各府税事務所の担当職員間で照会範囲が著しく異なった場合、滞納者の居住地によって、財産の発見可能性が大きく左右され、税の公平性に著しく反すると考えられるからである。</p> <p>したがって、<u>各府税事務所内で一貫した、一定水準の公平性を担保できる内規等を設定すべきである（意見番号19）。P71</u></p>	<p>現在、府税事務所における財産調査については、事案により個々に内容が異なるため照会範囲を内規として画一的に定めることは困難である。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり担当者間で照会範囲が著しく異なった場合は、財産発見の可能性が左右されることもあることから、適正な滞納整理を実施するために、事案に即した財産調査を行うよう、府税事務所、特に管理監督者に対し、今後指導を行っていく。</p>	<p>経過報告</p>
<p>第4</p> <p>【2】滞納整理事務 手続に関する検討</p> <p>2. 差押えについて</p>	<p>法第15条において、徴収猶予による分納については、一年以内の期間に限り、その徴収金を猶予することができる、と規定されている。また、当該条文に沿って、徴収を猶予する場合には、原則として、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別な事情がある場合はこの限りでない（法第16条）。</p>	<p>平成23年2月に実施した事務所巡回において、50万円以上の未処分事案127件について、差押えをしないことの判断が妥当かどうかを確認し、そのうち15件について財産調査や差押執行など速やかに適切な措置を講じるよう指示した。</p> <p>引き続き、事務所巡回において、このような事案がないか確認するとともに、適時的確な滞納整理を行うよう指導する。</p>	<p>措置 一部経過 報告</p>

<p>(2) 意見</p> <p>①差押え未実施の事案について、差押えを行わないことが適切かどうか再度見直すべき</p>	<p>一方、府の納税部門の方針においては、差押え等の強化と公売の推進として、「納税に応じない滞納者に対しては、債権や自動車など、あらゆる財産について積極的に差押えを行うとともに、差押え後に納付約束を履行しない滞納者については、速やかに換価処理を進める」ものとされている（平成 22 年度「税収確保推進計画」より）。</p> <p>今回、各府税務所に往査し、これらの法令及び方針に準拠して滞納整理事務がなされているかどうかについて、サンプルベースで事案のレビューを実施した。その結果、次の事案が発見された。</p> <p>業績悪化に伴う、個人事業税の滞納に関するものである。財産調査において、反対債権としての借入があるため預金の差押えは難しい状況であることが判明しているが、6 件の保険契約が発見されており、保険契約の照会時点の解約返戻金見込額の合計額は滞納額を上回っていることから、差押えを行えば、完納に至る可能性は高い状況である。滞納者は分納を計画どおりに行っていないことが一度あったが、府は差押えを行わず、担保も取っていない。しかし、一度の不履行であり、これまでの納税交渉から、納税の意思を有する者と判断して、一括納付・分納の再履行等を前提とした納税交渉を継続中である。</p> <p><u>平成 22 年 9 月 22 日の監査往査時、当該事案においては、法令及び府の方針に沿って滞納整理事務が行われていなかった（ただし、それ以降 12 月 15 日までに、395 千円の追加徴収がある）。</u></p> <p><u>確かに、当該事案では、保険契約解約による滞納者の不利益を検討する必要はあるが、かかる点も考慮した上で、必要と判断する場合は速やかに滞納整理を行うべきであった。したがって、他の滞納事案について、これと同様な事象（差押えが可能</u></p>	<p>また、換価猶予の取扱いについて、通知文書を発する予定である。</p>	
--	--	---------------------------------------	--

	<p>であるが、判断により実行していない事象)の判断が妥当かどうか再確認を行い、法令及び府の納税方針に従った滞納整理事務が行われていることの再確認を行うべきである（意見番号20）。P72</p>		
<p>第4</p> <p>【2】滞納整理事務 手続に関する検討</p> <p>3. 差押えの解除について</p> <p>(2) 意見</p> <p>①差押え解除時には、より慎重に検討すべき</p>	<p>国税徴収法と地方税法の規定による差押えの解除には、必ず差押えを解除しなければならない場合（国税徴収法第79条第1項）と、差押えを解除することができる場合（法第15条の2第2項、法第15条の5第2項）とがある。</p> <p>差押えの解除は、換価できる状態にある財産の処分を、将来にわたって失わせる行為であるので、不適切に差押えの解除がなされれば、徴収が非効率になり、ひいては有効性すら確保できなくなる可能性もある。そこで、差押えの解除が妥当であるかどうかについて、サンプルを抽出して事案のレビューを実施した。その結果、次の事案が発見された。</p> <p>今回の事案は、法令上、必ず差押えを解除しなければならない場合には該当しない。そのため、府による「差押えを解除できる場合」の判断が不適切ではなかったかどうか焦点となる。</p> <p>すなわち、府の判断は、「地方団体の長は、換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときには、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。」とする法第15条の5第2項を根拠としているが、果たして、その判断が適当であったかどうか、次のとおり検討する。</p> <p>当ケースにおいて、差押えは年末に実施されており、取立ては1月にも実施される。また、債権の差押えは原則、その全額を差し押さえる（国</p>	<p>平成23年2月に実施した事務所巡回において、差押解除を行った事案（徴収金消滅によるものを除く。）166件について判断が妥当かどうかを確認し、処理が適切でない41件について、速やかに適切な措置を講じるよう指示した。</p> <p>引き続き事務所巡回において、このような事案がないか確認する。</p> <p>また、差押解除の要件の確認については、資料の提供を求めるなど客観的事実に基づいて行うよう指導を行うとともに、通知文書を発する予定である。</p>	<p>措置 一部経過 報告</p>

	<p>税徴収法第 63 条) こととなっており、当ケースでは、税金に充てても残余金が生じることから、1 月の取立て後に A 社に残余金を返金することになる。</p> <p>したがって、その返金が年末 (12 月末) を越す状況であり、差押えにより、いわゆる年越しの資金を圧迫することとなりかねない状況であった。今回の判断は、A 社及びその下請会社の状況を検討し、担当の徴税吏員から所長までが十分に相談・熟慮した上での判断とのことである。その点において、当府税務所の判断に一定の理解はできる。</p> <p>しかし、今回の差押えにより、A 社の事業の継続を困難にするおそれがあるのかどうかについて、決算書や会計帳簿等の客観的証拠を入手した上での判断が行われているわけではなく、当観点における検討手続が不足していると考えられる。</p> <p>また、当該法令を根拠として差押えを解除するに当たっては、滞納者が地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められる (法第 15 条の 5 第 1 項) ことが要件となるが、過去少なくとも 9 回以上分納の不履行を繰り返している A 社が誠実な意思を有しているとは考えにくい。</p> <p>したがって、今回のケースは、法第 15 条の 5 第 2 項を適用することが適当といえる状況ではなかったと考える。</p> <p>したがって、<u>今回の事案において、少なくともこの時点では、府は差押えを解除すべきではなかったと考えられ、今後、他の差押えを解除する事案については、客観的証拠を入手することを必須とするなど、より一層検討した上で実施すべきである (意見番号 21)。P74</u></p>		
--	--	--	--

<p>第4</p> <p>【2】滞納整理事務 手続に関する検討</p> <p>4. 滞納処分の執行 停止と停止後の調査 について</p> <p>(2) 意見</p> <p>①滞納処分の執行停 止後の事後調査方法 を見直すべき</p>	<p>各府税事務所において、一定の滞納金額以上の者を対象として事後調査を実施している。金額基準及び調査件数は各府税事務所様々であり、調査員の1時間当たりの調査額も異なる。</p> <p>事務所によっては、1時間当たり調査額も大きく、効率的に業務を行っているものの、結果的に執行停止を取り消した事案は極端に少なく、その後回収に至っていない。</p> <p>調査時間に係る一人当たりコストを2,100円/時間(注)と仮定した場合、平成21年度においては、全府税事務所合計3,762時間を事後調査に費やしており、約7,900千円の人件費を費やしたことになる。これに対して徴収額は2,280千円であり、効率的であるとはいえない。</p> <p>各事務所では、非効率であることを承知しているが調査により徴収が可能となるケースもあり中止にはできない、とのジレンマを抱えている。</p> <p>効率性の観点だけをとらえるとまったく調査しないということも考えられる。しかし、滞納処分の執行停止後3年以内に滞納者の財産状況が好転した場合等、停止の要件のどれにも該当する事実がない場合は、その執行停止を取り消さねばならず(法第15条の8第1項)、公平性の観点から鑑みても全く実施しないわけにもいかないと考える。</p> <p>なお、近隣の兵庫県、京都府も事後調査を行っているところである。</p> <p>滞納金額が高額であるが、回収額がゼロであるケースよりも、滞納額が少額であってもそのうちの一部でも回収可能性が高いケースを調査の方が効果的である。前述のように、効率性の観点のみから廃止できないのであれば、有効性の観点に立った検討が必要である。</p> <p>したがって、<u>現場職員の経験等に基づいて、執行停止中の金額が少額であったとしても、資産状況等が改善している可能性</u></p>	<p>事後調査は、税の公平性を確保するため、非常に重要と認識し、業務を執行している。具体的には、効果的・効率的な調査のため、停止中の納税者が新たに自動車や不動産を取得した場合にはリストを作成し、その換価価値を確認することとしている。</p> <p>また、事務所巡回において、当該リストに基づく調査が適切に行われているか確認し、状況等が改善していると思われる事案は、優先的に事後調査を実施するように指導するとともに、通知文書を発する予定である。</p>	<p>経過報告</p>
--	--	---	-------------

	<p>が高いと考えられる事案について、優先的に実施する方法を検討すべきである（意見番号 22）。P75</p>		
<p>第4</p> <p>【2】滞納整理事務 手続に関する検討</p> <p>5. 身体障がい者の 自動車取得税及び自 動車税減免について</p> <p>(2) 意見</p> <p>①前年度より引き続 き減免を適用する納 税者への要件確認及 び申請書未提出者の 調査方法を見直すべ き</p>	<p>減免申請書（継続用）を受け付けた後、各府税事務所は前年度の申請書と突合しているが、前年度申請書からの変更が無い場合における減免要件の確認調査の必要性は各府税事務所が独自に判断している。しかし、全府税事務所が同じ基準で調査すべきである。さらに、有効性の観点から府のコストを増加させずに不正減免を防止できる方法として、身体障がい者等にとっては負担となるが、各府税事務所が申請者に減免対象者の住民票の添付を求める方法も検討することが望まれる（意見番号 23）。P78</p> <p>確かに各申請者において住民票発行手数料として数百円のコストが発生することとなるが、各申請者はそれを大きく上回るメリット（年間約4万円の減免額）を享受できることからすれば、不合理とまではいえない。</p> <p>一方、減免申請書（継続用）が提出されなかったケースの全件を対象として各府税事務所が調査を行う現状の方法は、非効率であると考えられる。なぜならば、未提出者全員に対する調査は多大なコスト（主として人件費）がかかり、効率的ではないからである。また、過去の調査の結果、未提出者の多くは非該当になった者であり、当年度は、納税義務者となっている場合が多いからである。</p>	<p>減免要件の確認調査については、平成 25 年度を目途に導入予定である住民基本台帳ネットワークを活用する方法を検討している。</p> <p>減免申請書（継続用）（平成 24 年度分より自動車税減免更新申立書と名称変更）の提出がなかった者に対しては、まず提出の勧奨を行い、それでも提出のない場合は、減免非該当として納税通知書を送付している。</p>	<p>措置 一部経過 報告</p>

	<p><u>提出されなかったケースは減免事項に該当しなくなったと推定し、一旦納税通知書を発送し、納期限内に納税がない者についてのみ、個別に接触を図るという方法へ変更すべきである。</u></p> <p><u>ただし、身体障がい者への一定の配慮も必要であると考え、身体障がい者等が納税通知書受領後に再度申請すれば、期限を過ぎていても、減免を認めることは可能と考える（意見番号 24）。</u></p> <p>P78</p>		
<p>第4</p> <p>【2】滞納整理事務 手続に関する検討</p> <p>6. 自動車税延滞金 （大阪自動車税事務 所管轄）の減免につ いて</p> <p>（2）意見</p> <p>①自動車税延滞金 （大阪自動車税事務 所管轄）の減免前の 財産調査方法を統一 すべき</p>	<p>大阪自動車税事務所管轄の滞納案件における課税対象の自動車は車 検切れではなく、一方、各府税事務所に引き継がれていた滞納案件にお ける課税対象の自動車は車検切れや廃車になっているという相違点があ る。</p> <p>しかし、自動車税を納期限内に納めず、滞納しているという事実は両者 で何ら異ならない。</p> <p>そのため、大阪自動車税事務所管轄の自動車税の延滞金の減免を受け 付ける場合において、府税事務所の滞納案件と同様な財産調査がなされ ていないのは、公平性の観点から問題であり、効率性の観点を拡大解釈 しても許容できる範囲ではない。</p> <p>なぜなら、財産を隠し持っていたり、預金口座に多額の資金を眠らせ ている滞納者が、自動車税を支払えないと嘘を言っている可能性も否定 できず、公平性に著しく反する可能性が残るからである。</p> <p><u>多くの場合は、生活困窮等の合理的理由による申請であると 思われ、すべての事案について財産調査を実施する必要はない</u></p>	<p>大阪自動車税事務所管轄の滞納案件における延滞金の減免案 件のは大半は納税通知書の不達であり、生活困窮等の財産調査の必 要がある案件は極めて少ないが、これらの調査が必要な案件につ いては、各府税事務所と同様に徴収関係事務処理要領に基づき延 滞金の減免を行っている。</p>	<p>措置</p>

	<p>が、必要に応じて預金口座等の財産調査を視野に入れて行うべきである。また、効率性を著しく害さない範囲で、滞納整理のプロフェッショナルである各府税事務所の納税課、整理課の職員による調査も視野に入れてもいいのではないかと考える（意見番号 25）。P79</p>		
<p>第4</p> <p>【3】各府税事務所等の滞納整理事務分担に関する検討</p> <p>1. 大阪自動車税事務所と各府税事務所における所在調査業務の連携</p> <p>(2) 意見</p> <p>①大阪自動車税事務所と各府税事務所の所在調査業務を連携すべき</p>	<p>府では、取扱い件数が多い自動車税を、効果的かつ効率的に管理するため大阪自動車税事務所を設けている。大阪自動車税事務所において、納税通知書、督促状及び催告書等の郵送物が返戻された時の所在調査方法は、次のとおりである。法的効力を有する納税通知書及び督促状が宛名不明等で返戻された場合には、大阪自動車税事務所から各府税事務所へ所在調査を依頼する。一方、催告書が返戻された場合については、大阪自動車税事務所の嘱託員が所在調査を実施する。</p> <p>このように、滞納者の所在調査の実施主体が一元化されていない。その理由としては次のとおり過去の事務手続改訂の経緯に起因するものであった。車検時に自動車税が未納であれば、車検を受けることができないため、車検時に納税する者が多い、という状況を踏まえ、平成 15 年度までは大阪自動車税事務所において、車検が過ぎるまでに催告等を行っていなかった。</p> <p>しかし、平成 15 年度以降、大阪自動車税事務所では車検時まで催告せず、放置すべきではない、と判断し、車検前であっても納期限が到来したものについては催告業務を行うこととし、当該業務を担当する嘱託員を雇用した。</p> <p>その結果、催告書の返戻分調査は、催告案件を増加させることになる</p>	<p>所在調査業務については、平成 25 年度目途に導入予定である住民基本台帳ネットワークを活用することを検討している。</p>	<p>経過報告</p>

	<p>ため、当該嘱託員が担当している。</p> <p>所在調査業務については、市町村との連携が必要であり、原則として各市町村との地理的距離が近い各府税事務所に一元化し、効率化を図るのが妥当であると考え（意見番号 26）。P80</p>		
<p>第 4</p> <p>【3】各府税事務所等の滞納整理事務分担に関する検討</p> <p>2. 担当府税事務所の一元化について</p> <p>(2) 意見</p> <p>①複数の府税事務所滞納額が発生したケースについて、担当府税事務所の一元化をすべき</p>	<p>大阪府税規則第 15 条において、「府税事務所長は、徴収金を納付し、又は納入すべき者が他の府税事務所長の所管区域内に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が他の府税事務所長の所管区域内にある場合において必要があるときは、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又は財産の所在地を所管する府税事務所長にその徴収の引継ぎをすることができる」と定められている。</p> <p>しかし、当該規則による府税事務所間の徴収の引継ぎが困難と認められる事情のあるものについては、徴収関係事務処理要領にて「指定徴収金制度」を設けて対応している。すなわち、「指定徴収金制度」とは、複数の府税事務所に発生した滞納ケースの一部を税務室に一元化し、税務室において徴収を行う制度である。</p> <p>大阪府税規則第 15 条は、引継ぎができるという旨の規則であり、指定徴収金制度も、困難と認められる事情があるもの、と規定されているため、引継ぎがなされずに複数の府税事務所において同じ滞納者に対して重複して滞納整理事務を行う事案もある。</p> <p>そこで、複数の府税事務所に滞納額が発生した滞納者に対して、効果的かつ効率的に滞納整理事務が行われているかどうか、滞納事案資料のレビューを実施した。その結果、次の事案が発見された。</p> <p>複数の府税事務所にわたり法人二税及び不動産取得税を滞納している府内に本社のある C 社に関するものである。D 府税事務所、E 府税事</p>	<p>平成 22 年 11 月に実施した事務所巡回において、「複数事務所にまたがる個別事案一覧表」（合計 43 件）について処理の確認を行ったところ、事務所間で異なる処理をしていた事案 16 件の大半は、滞納発生の時期が相違することから、それぞれの事務所で交渉せざるを得ない状況のものであった。</p> <p>しかし、ご指摘のように差押えの解除等について、各所の判断が相違することのないよう、一層連携を図るなど適切な対応を行うように指導した。</p> <p>今後も、複数の府税事務所に滞納が発生した事案については、滞納整理支援システムで確認できることから、引き続き事務所間の連携等が図られるよう指導していく。</p>	経過報告

	<p>務所の両事務所において、電話により情報を共有する等して滞納整理事務が行われている。</p> <p>しかし、D府税事務所では、一旦差押えの解除を行ったものの、差押えの解除を実施しなかったE府税事務所に対して後日、交付要求を行っている等、同じ滞納者に対して、両府税事務所で異なる判断がなされていた。</p> <p><u>現状の規則をより実効的に運用するため、複数の府税事務所において滞納が発生したケースについては、何らかの基準を決め、いずれかの府税事務所ですべて滞納整理事務を行うべきである（意見番号27）。P82</u></p> <p>その方が効果的かつ効率的な滞納整理事務を行うことができると考える。</p> <p>例えば、①滞納額が最も大きいエリアの府税事務所が一括して担当する、又は、②当該会社等の本社があるエリアの府税事務所が一括して担当する、あるいは、③滞納が最も早く発生した府税事務所が一括して担当する等、税務室において明確な基準を作り、各府税事務所間にまたぐ滞納整理事務をできるだけ減らし、効率化すべきである。</p> <p>これは、大阪自動車税事務所と各府税事務所にもたがる自動車税の滞納についても同様である。当該対応を行うことにより、今回のように、同じ滞納者に対して財産調査が複数事務所で重複して行われることもなく効率化が図れ、異なる判断が複数事務所からなされることもなく公平性も担保できると考える。</p>		
<p>第4 【4】滞納整理部門</p>	<p>滞納整理事務は滞納者と交渉しながら、効果的かつ効率的に徴収しなければならぬ特殊な業務であり、担当者の経験が求められる。この点、</p>	<p>納税部門へ積極的に若手職員を配置し、一定期間は異動なく経験を積めるような環境を確保できるよう努める。</p>	<p>措置</p>

<p>の組織に関する検討</p> <p>1. 納税部門の人材について</p> <p>(2) 意見</p> <p>①納税部門の人材の高年齢化へ対応すべき</p>	<p>職員の平均経験年数は全ての事務所において10年以上となっており、問題ないと思われる。しかしながら、職員の年齢については不安を感じざるをえない。平均年齢がほぼ全ての府税事務所で50歳を超えており、20歳代～30歳代の人数が少ない。</p> <p><u>納税部門へ積極的に若手職員を配置し、一定期間は異動なく経験を積めるような環境を作ること、及び、ベテラン職員からのノウハウの伝承が急務である</u>と考える(意見番号28)。P85</p>	<p>また、ノウハウの伝承については、毎年度「研修計画」を策定し、年間約300時間(延べ約750人が参加する。)の研修を実施するとともに、各所属において積極的なOJTに努めている。</p>	
<p>第4</p> <p>【4】滞納整理部門の組織に関する検討</p> <p>2. 税務職員の研修について</p> <p>(2) 意見</p> <p>①税務職員の研修を充実すべき</p>	<p>各府税事務所が実施している集合研修への取組みについては、温度差がある。各府税事務所の地域性等の特色を踏まえた研修内容の相違があることは当然であるが、各府税事務所間で効果的な研修内容を共有化するとともに、泉北府税事務所が実施しているような、管内市町村職員も交えた、より実践的な研修も行うべきである。</p> <p>一方、OJTについては、実施状況について定期的に書面等による報告を行い、上席者がレビューを行うべきである。具体的には、次の方法などが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OJT対象者は、実施した業務とその反省点などをOJT実施者に報告書をもって提出し、OJT実施者は報告書にコメントを付す。 ・OJT実施者によりコメントが付された報告書を上席者がレビューする。 ・OJT実施者のコメントをOJT対象者にフィードバックし、O 	<p>共有が望ましい効果的・先進的な取組みに関しては、税務室主催の研修にも取り入れた。今後、事務所間で研修情報を積極的に交換し、全体のスキルアップに努める。</p> <p>OJTについては、平成23年度にOJT実施者を対象としたOJT手法研修を実施した。OJT対象者と実施者が責任感を持って取り組めるよう、継続的にOJT手法研修等を実施し、より効果的なOJTを図る。</p>	<p>措置</p>

	<p>J T対象者は今後の業務に生かすように心がける。</p> <p>上記のような体制を取れば、<u>O J T対象者と実施者それぞれが、より一層の責任感を持って業務を行うことが可能となり、効果的なO J Tが行える</u>と考える（意見番号 29）。P87</p>		
<p>第4</p> <p>【4】滞納整理部門の組織に関する検討</p> <p>3. 府内市町村との連携強化について</p> <p>(2) 意見</p> <p>①大阪市との連携強化を行うべき</p>	<p>個人府民税については、地方税法の規定により、市町村が賦課徴収を行っている。このため、府の管理下にはないともいえる。しかし、府は各市町村に完全に任せきりにするべきではない。そこで、府と府内市町村との税の徴収に関する連携について、資料の閲覧等を実施し、その方法について検討することとした。</p> <p>平成 15 年度以降、毎年、府内の市町村が参加する合同研修会が府税務室において開催されている。大阪市は、以前は研修会に参加していなかったが、平成 19 年度以降参加しており、府と大阪市の協力体制は整備しつつある。しかし、滞納整理事務に関していえば、府と他の市町村との間で実施されているような連携関係にまで、至っていない。</p> <p><u>大阪市は個人府民税の税収に占めるウェイトが高いことから、なにわ南府税事務所が取り組んでいるように、各区の実情を把握した上で、滞納処分に関する情報交換を行うなど、早期に連携を具体化すべきである</u>（意見番号 30）。P89</p>	<p>これまで、本庁レベルで「大阪府・大阪市地方税徴収向上対策連絡会議」を設置し、合同公売や合同搜索を実施、平成 2 3 年度には個人市・府民税の特別徴収制度の推進にかかる取組みとして、府と市共同でポスター等を作成するなどの取組みを実施してきた。</p> <p>今後は、府税事務所と市税事務所を中心とした幹事会を設置し、個人府民税の徴収向上に向けた具体的な取組みを協議し、更なる連携方策を検討する予定。</p> <p>また、大阪市との間に高額難件事案等の共同取組みを行うための「府・市合同の滞納整理特別対策チーム」を設置し、滞納整理の促進のための新たな府市連携をスタートさせる予定である。</p>	経過報告
<p>第5 税務事務に関するその他事項の検討</p>			
<p>第5</p> <p>【1】府税を管理する情報システムに関</p>	<p>務総合電算システム、自動車税電算システム、滞納整理支援システムの各システムの使用時においては、個人別に付与されるパスワードにより、利用者であることの確認が行われているが、パスワードは利用者</p>	<p>平成 25 年 1 月から開始する税務情報システムダウンサイジングにかかるプログラミング変更作業の中で、定期的な変更を可能とする機能を盛りこむ。</p>	措置

<p>する検討</p> <p>2. パスワードの管理について</p> <p>(2) 意見</p> <p>①パスワードの定期的な変更ルールを設定すべき</p>	<p>自身により変更することが不可能なものとなっている。また、パスワードを定期的に変更する仕組みはない。</p> <p>職員が異動しない限り、同一のパスワードを長期にわたって使用することが可能であり、セキュリティ事故が発生する恐れがある。</p> <p>総務総合電算システム、自動車税電算システム、滞納整理支援システムの3つのシステムとも納税者の個人情報扱う重要なシステムであり、そのパスワードの運用は厳重に行うべきであり、<u>パスワードの定期的な変更が要求されるシステム機能を導入すべきである（意見番号 31）。P91</u></p> <p>例えば、費用対効果を考慮しながら、総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下、「総務省ガイドライン」という。）や府のネットワークシステム管理規程に定められるパスワードルール等を参考に次のとおり設定することが望まれる。</p>		
<p>第5</p> <p>【1】府税を管理する情報システムに関する検討</p> <p>3. コンティンジェンシープラン（事業継続計画）について</p> <p>(2) 意見</p>	<p>府では危機管理室が作成した「緊急参集マニュアル」に従い、災害時における緊急参集者体制を整備している。しかし、府税を管理する情報システムの代替運用手法、復旧の手順及び納税者サービスの継続について定めた計画（コンティンジェンシープラン）がない。</p> <p><u>災害時の税務総合電算システム等の保全等が適切に実施されないリスクがあるため、災害の規模に応じた復旧優先順位を決め、さらに納税者サービス継続のための事務処理を含めた災害時における対応について文書化すべきである（意見番号 32）。P91</u></p>	<p>災害等発生時に備えて、本庁・事務所間で連携し、納税者サービスを継続できるようコンティンジェンシープランを平成24年2月に策定した。</p>	<p>措置</p>

<p>①コンティンジェン シープランを策定す べき</p>			
<p>第5 【1】府税を管理す る情報システムに関 する検討 4. 税務システム開 発・運用・保守委託 の契約に関する事務 について (2) 実績把握と翌 年度算定への反映に ついて ②意見 (A) 情報システム 委託業務における実 績と見積の積算との 差の分析を適切に行 い、翌年度への反映</p>	<p>「税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務」について、 契約業者から、毎月、月次作業報告が提出されており、府は稼働工数の 報告を受けている。 前年度の計画対実績を把握し、そのギャップの要因を分析することに より、翌年度以降の作業計画において、過大積算の防止に役立ち、また、 積算方法の見直しや事例の蓄積による積算精度の向上にも有効である と思われる。 今回の監査にあたり監査人により平成21年度の当契約における実績 工数と計画時点の工数（府積算によるもの、業者見積によるもの）を比 較すると次のとおりである。実績工数と府による計画時の見積工数との 間には37.6人月（契約前の府見積工数（下記表（B））の24.5%）の 工数差がある。 工数差の原因は、府が想定していた技術レベルの技術者よりも上位 （高単価）の技術者を業者では実際に登用していたことにより工数減少 につながったものである、と府から説明を受けた。 府における積算時の単価は府総務部IT推進課が設定している「積算 ガイドライン」におけるシステムエンジニアの単価（839千円/人月） を適用している。これに対して、業者による見積単価はシステムエンジ ニア1,590千円/人月、プログラマー1,167千円/人月であった。 しかし、単価の差額がどの程度工数差に影響を及ぼしたのか詳細な分</p>	<p>平成24年度より、税務情報システム保守業務と税務情報シ ステム全体の運用管理業務を分離し、それぞれの業務内容が確 定した時点で積算して、業者と交渉の上、契約締結した。 なお、単価の乖離については、業者が採用した技術者レベル が府の積算したものより高いことと、府及び業者それぞれで積 算基準を持っていることから生じている。随意契約を締結して いる本業務では、業者の積算基準を尊重する必要がある、両者 の単価を一致させることは困難である</p>	<p>措置 一部経過 報告</p>

<p>を行うべき</p>	<p>析は不可能であり、詳細な工数差分析を行うことができない。工数差分析を行わないことによりシステムの開発・導入・変更に対する納期や品質に対するリスクが増大し、過大な費用が発生する可能性がある。</p> <p><u>府は、業者の提案する技術者水準について府が積算時に予定している技術者水準と同等レベルにするように業者へ求め、実績と見積との工数差の分析を適切に行うことにより、翌年度以降の計画工数策定や契約交渉に反映させることが望ましい。なお、府が積算時に使用する技術者水準では、当システムの委託業務を担当できない理由が合理的であれば、その業務に対する府の積算時における積算単価を見直す検討を行うべきである（意見番号 33）。P94</u></p>		
<p>第5</p> <p>【1】府税を管理する情報システムに関する検討</p> <p>4. 税務システム開発・運用・保守委託の契約に関する事務について</p> <p>(3) 業者選定方式について</p>	<p>情報システムの開発・導入を委託した業者との間では、その後の変更業務や保守業務についても毎年継続的に随意契約により委託している。</p> <p>これらの業務について随意契約としている要因として、「(ア) 間制的な制約」、「(イ) 引き継ぎの困難さ」に類型化できると考えられる。</p> <p>これらの要因に対して、契約ごと、もしくは契約内でも仕様ごとに競争入札へ移行することも可能であると考ええる。</p> <p><u>随意契約を競争入札へ部分的にでも順次切り替えていくことを検討すべきである（意見番号 34）。P95</u></p>	<p>平成 25 年 1 月に税務情報システムのダウンサイジング開発業務及び 3 年 4 か月の維持管理業務を競争入札で調達する。</p>	<p>措置</p>

<p>②意見</p> <p>(A) 情報システム委託契約について随意契約形態を見直すべき</p>			
<p>第5</p> <p>【1】府税を管理する情報システムに関する検討</p> <p>4. 税務システム開発・運用・保守委託の契約に関する事務について</p> <p>(4) 工数・費用の積算について</p> <p>②意見</p> <p>(A) 情報システム委託契約金額の設計書における精緻な積</p>	<p>府では「税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務」において、工数と単価により総費用を見積もっている。単価については財団法人経済調査会発行の「積算資料」をもとに府の総務部IT推進課が設定した「積算ガイドライン」におけるシステムエンジニアの単価を使用している。</p> <p>府の設計書においては各作業工程の工数と単価を見積もり、総額を算出している。</p> <p>府による見積工数、単価及び総額と業者による見積工数、単価、及び総額の状況を比較したところ、工数が業者見積のとおりとすると、平成22年度における府の見積が過大ということになる。</p> <p>仮に工数につき業者見積が妥当だとした場合は平成22年度は工数の12.4%、つまり実契約額のうち15,078千円の府の積算総額削減となり、契約額削減が可能となる。</p> <p>業者見積工数が少ない要因としては、要求された仕様を業者が正しく理解していなかったために過少見積をしたこと、又は総額を前提条件とし、単価を下げないために工数で実際の見積工数を下げたこと等も考えられる。このように総額のみで、業者の見積の妥当性を判断した場合は、</p>	<p>平成24年度より、税務情報システム保守業務と税務情報システム全体の運用管理業務を分離し、それぞれの業務内容が確定した時点で積算して、業者と交渉の上、契約締結した。</p> <p>なお、単価の乖離については、業者が採用した技術者レベルが府の積算したものより高いことと、府及び業者それぞれで積算基準を持っていることから生じている。随意契約を締結している本業務では、業者の積算基準を尊重する必要があり、両者の単価を一致させることは困難である。</p>	<p>措置 一部経過 報告</p>

<p>算、及び見積提案額との差異分析を行うべき</p>	<p>システムの開発・導入・変更に対する納期や品質に対するリスクが増大し、過大な費用が発生する可能性がある。</p> <p>随意契約の場合においては、他社との見積比較が困難な契約が多く、さらなる留意が求められる。業者との信頼関係に基づく、こうした詳細な費用に関する情報収集や、調整・確認をあいまいにしたまま進めて来た状況があるのではないかとも思考される。</p> <p>また、平成 21 年度及び平成 22 年度の府設計書における見積工数及び見積単価はまったく同数であり、見積単価は府総務部 IT 推進課が予め設定した「積算ガイドライン」におけるシステムエンジニアの単価を使用するため、同数であることは理解できるものの、見積工数までも同数であることは理解しがたい。19 年間随意契約が続く A 社においては当業務のノウハウが蓄積していることにより、工数を削減可能であることも府は見込めるはずである。</p> <p><u>信頼関係を良好に維持するためにも、実態に即して、まずは、積算単価を見直す必要があるが、業者見積額と府積算額とのギャップ分析を明確にし、コスト削減に向けて府及び業者の双方が努力し、それが第三者にも理解できるようにする必要がある（意見番号 35）。P96</u></p>		
<p>第 5 【1】府税を管理する情報システムに関する検討</p>	<p>府は契約前に設計書を作成し、各作業工程の工数と単価を積算し、総額を算出しているが、平成 21 年度及び平成 22 年度ともに、予算額を超過して積算していた。予算額、府積算額の状況は、(ア) 府当初予算確定額<(イ) 府担当課による契約直前時における詳細設計額、であった。偶然にも、(ウ) 業者見積額<(ア) 府当初予算確定額、であった</p>	<p>平成 23 年 4 月より、設計書にチェック欄を設け、設計書作成時には作成担当者以外の者が計算チェック、予算照合を行い、正確性を担保している。</p>	<p>措置</p>

<p>4. 税務システム開発・運用・保守委託の契約に関する事務について</p> <p>(4) 工数・費用の積算について</p> <p>②意見</p> <p>(B) 情報システム委託契約の設計書と予算額の照合の漏れがないようにすべき</p>	<p>め、契約時における他の予算科目からの流用手続の必要はなかったが、予算額を超過する契約額であった場合には、大阪府財務規則第14条～第16条において規定される予算流用手続が求められる。</p> <p>府担当者の説明によると、本来は予算額を超過した額をもって積算する予定ではなかったが、詳細設計額の積算時において、予算額との照合漏れがあった、とのことである。</p> <p>しかし、2カ年も同様の照合漏れが生じている事実、及び平成21年度設計書における工数集計の計算誤りがあった事実から鑑みて、積算書の作成時に作成担当者以外の者による照合が必要であるが、チェック体制が甘いと言わざるを得ない。</p> <p><u>特に1億円以上の契約に係ることでもあり、設計書作成時には作成担当者以外の者が計算チェック、予算照合を行う等、正確性を担保するための手続を行うことが求められる（意見番号36）。P97</u></p>		
<p>第5</p> <p>【1】府税を管理する情報システムに関する検討</p> <p>4. 税務システム開発・運用・保守委託の契約に関する事務について</p>	<p>納品される成果物の所有権や著作権等の権利の帰属について、今回の監査対象とした「(1) 契約の概要」に示した契約においては明らかにしていた。</p> <p>一方、著作権人格権について、22年度の「税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務」契約書では取り決めを行っていなかった。</p> <p>府では総務部契約局が契約書上に著作権人格権に関する標準的な文面（注）を、府の各部署に対して平成20年度以降提示しており、当書式を参考に各部署は契約書を作成することが求められているが、当契約</p>	<p>平成23年4月以降の新たな契約において、著作権人格権についての条文を設け、納品物の権利帰属を明確にした。</p>	<p>措置</p>

<p>(5) 開発システムの権利帰属について</p> <p>②意見</p> <p>(A) 情報システム委託契約において著作権者人格権に関する対応を行うべき</p>	<p>の担当部署では対応していなかった。</p> <p><u>平成23年4月以降の新たな契約においては、著作権者人格権についての条文を設けるとともに、納品物の権利帰属を明確にすることが求められる（意見番号37）。P98</u></p> <p>(注)「乙は、この契約により開発されたプログラムに関する著作権者人格権を行使しない。ただし、甲が承諾をした場合は、この限りでない。」</p>		
<p>第5</p> <p>【1】府税を管理する情報システムに関する検討</p> <p>4. 税務システム開発・運用・保守委託の契約に関する事務について</p> <p>(6) 外部委託事業者へのセキュリティポリシー遵守について</p>	<p>府ではセキュリティポリシーに関して「大阪府の情報セキュリティに関する基準」を設けており、税務システムに限らず全ての情報システムに対して適用している。委託業者への当基準の適用に関しては当基準第16条第5項に次のとおり規定している。</p> <p>外部委託業者は府の重要な情報システムを操作するのであるから、府は府職員に準じた情報セキュリティポリシーの遵守を外部委託業者に求める必要がある。</p> <p>この点に関して、総務省ガイドラインでは「情報セキュリティを確保できる委託先を選定し、契約で遵守事項を定めるとともに、定期的に対策の実施状況を確認する必要がある」と定めているのに対し、「大阪府の情報セキュリティに関する基準」は府職員（非常勤含む）に対する基準であり、外部委託業者に関する取り決めはない。別途「大阪府庁内ネットワーク管理運用要領」第7条において、情報資産所管室等の長等が情報セキュリティの確保に関して、事業者を適切に管理するように、求</p>	<p>IT推進課において、平成24年4月1日に「大阪府の情報セキュリティに関する基準」の第34条として外部委託における情報セキュリティ要件を契約書に明記する義務を追加、改訂した。</p> <p>「総務省ガイドライン」に規定された事項について、当該ガイドラインに示された情報セキュリティ要件及びこれを詳説した「地方公共団体における業務の外部委託事業者に対する個人情報の管理に関する検討」報告書の「個人情報の取扱いに関する特記仕様書（雛型）」をベースに平成23年1月13日付けで改訂された、府の「個人情報取扱特記事項（例）」を、同年2月10日に契約局が示す標準契約書に反映した。</p> <p>この結果を受け、税務室が締結する契約においても、外部委託業者へ情報セキュリティ遵守を課すこととした。</p>	<p>措置</p>

<p>②意見</p> <p>(A) 外部委託業者に情報セキュリティポリシーの遵守をさせるよう、府は契約書の条項を変更し、かつ遵守状況の確認を明確に行うべき</p>	<p>めているものの、「適切な管理」とはどのようなものか、管理方針についての明文化された基準がない。</p> <p>こうした状況を受け、府税務室では外部委託業者との契約書において個人情報保護に関する条項は設けているものの、情報セキュリティを遵守する旨の条項を設けていなかった。また、契約時に「大阪府情報セキュリティに関する基準」及び「個人情報保護マニュアル」(税務室作成)を配布し、口頭で遵守するように指示しているとのことであるが、遵守の状況を府がどのように確認したのか、書類等の記録がないため、今回の監査において確かめることはできなかった。</p> <p>まずは、<u>外部委託業者への情報セキュリティ遵守の点につき「総務省ガイドライン」に規定された事項を「大阪府の情報セキュリティに関する基準」へ反映させるよう改訂を行うとともに、府契約局が示す標準の契約書においても反映し、外部委託契約を行うべきである(意見番号 38)。P99</u></p>		
	<p>さらに、外部委託業者による遵守状況を日常業務の中で遵守の旨を確認しているとのことであるが、<u>セキュリティが損なわれた時の府の納税者の個人情報及びそれによる納税者への損害賠償金負担等による財政への影響は多大なものであるから、契約完了時に遵守したかどうか確認し、その旨を検査調書において明らかにしておくことが求められる。</u>また確認の状況につき、文書で取り交わすことが必要である(意</p>	<p>平成 23 年度契約分から、検査調書については、「個人情報の取扱に関する特記仕様書」の内容を含めた契約内容全体の履行状況を明記している。</p> <p>なお、本委託業務において、業者の個人情報保護遵守状況を報告させることにより管理を行っている。</p>	<p>措置</p>

	見番号 39)。P99		
<p>第5</p> <p>【2】文書の保管状況に関する検討</p> <p>2. 監査の結果</p> <p>(1) 賦課徴収に関する資料の管理を強化すべき</p>	<p>税務室及び各府税事務所等は、日々膨大な賦課徴収に関する資料を取り扱っており、これらを税目や年度、資料の種類等に応じて、書庫やキャビネットに管理している。これらの資料には、個人の住所、氏名はもとより、所得金額や滞納情報、障害者手帳など、極めて秘密度の高い情報が多数含まれている。</p> <p>しかしながら、これら資料の管理については明確な方針や基準が定められておらず、資料を保管している書庫が一般の外来者が自由に立ち入ることができる区域にあるにもかかわらず日中は常時開錠していたり、担当者の個人キャビネットに保管している資料があつたりするなど、管理がずさんと言わざるを得ない事務所もあった。</p> <p>また、保管されている簿冊については、保管場所の移動あるいは廃棄時を除いてたな卸が行われていないため、盗難・紛失等により簿冊が欠落していたとしても適時に発見できる体制にはなっていない。</p> <p>このように、賦課徴収に関する資料の保管には改善の余地が大きいと考えられる。</p> <p><u>早急に全課事務所の簿冊のたな卸を行うとともに、管理のガイドライン等を作成して各府税事務所等に遵守させ、少なくとも1年に1回のたな卸を行うなど定期的な点検作業を実施すべきである（結果番号4）。P100</u></p>	<p>平成23年2月に各府税事務所等へ平成22年度簿冊の棚卸を行うよう指示し、実施されたことを確認した。</p> <p>また、平成23年4月の各府税事務所等の総務課長会議で例年行う文書廃棄時(概ね7～8月)に事務所全簿冊の棚卸の実施を行い、次年度以降も同時期に定期的に行うよう指示を行う。</p>	措置
<p>第5</p> <p>【2】文書の保管状況</p>	<p>ファイル基準表は、行政文書管理システム上で作成・更新することができるものであり、基本的な操作・入力の方法については、操作運用マ</p>	<p>平成23年度のファイル基準表の作成に間に合うよう、平成23年2月に各府税事務所等へ平成22年度ファイル基準表の修正及</p>	措置

<p>況に関する検討</p> <p>2. 監査の結果</p> <p>(2) ファイル基準表の記載方法を改善すべき</p>	<p>ニュアルに定められている。</p> <p>しかしながら、ファイル基準表の各項目に入力すべき情報については具体的に定められておらず、例えば物理的には複数の簿冊に分けて綴じている同一件名の簿冊について、簿冊数の欄を実数で記載している府税事務所もあれば、すべて「1」と記載している府税事務所もある。また、保存場所についても、具体的な場所を記載している場合や所管課名を記載している場合、単に「キャビネット」と記載している場合など、統一されていない。</p> <p>本来、ファイル基準表は実際の行政文書と照合し得るべきものであり、簿冊が複数であるにもかかわらず「1」と記載したり、あるいは、具体的な保管場所が示されなかったりしては意味をなさない。</p> <p><u>具体的な記載例を示すなどして、ファイル基準表の記載を改善すべきである (結果番号5)。P101</u></p>	<p>び平成23年度ファイル基準表の作成方法を指示し、実施されたことを確認した。</p> <p>また、平成23年4月の各府税事務所等の総務課長会議でもファイル基準表の作成方法等を指示した。</p>	
<p>第5</p> <p>【3】市場化テストに関する検討</p> <p>2. 「契約書及び仕様書チェックリスト」について</p> <p>② 意見</p> <p>(A) 市場化テスト以外の委託契約にお</p>	<p>自動車税コールセンター等業務委託契約において、業務の一部を別の業者へさらに再委託していた。これに対して、契約書第6条において再委託等を原則として禁止しており、書面をもって府に通知し、府の承認を得た場合はこの限りではない旨を規定しているが、契約業者は府に書面で通知せず、口頭で通知しているのみであったため、事後的に再委託の書面の申請と府の承認を得ている。</p> <p>このような事象を踏まえて、府では契約書、仕様書それぞれの記載項目への対応状況を確認するための「契約書及び仕様書チェックリスト」を作成し、契約担当課による自主点検を行っている。</p> <p>当チェックリストは市場化テストの対象となった委託契約のみを対象として実施している。しかし、契約への対応を網羅的に確実にしなく</p>	<p>平成23年度より、全ての委託業務について、契約書、仕様書それぞれの記載項目への対応状況を確認するために、チェックリストによる検査や抜き打ち検査を実施した。</p>	<p>措置</p>

<p>いても「契約書及び仕様書チェックリスト」の活用等、モニタリング・評価の仕組みをさらに整備すべき</p>	<p>てはならないのは、市場化テストの対象となった委託業務だけではなく、他の委託業務も同様である。</p> <p><u>今後は当チェックリストの実施対象をさらに拡大し、原則全ての委託業務において実施することが望まれる（意見番号 40）。</u></p> <p>P102</p>		
<p>第5 【4】その他 1. 税務執行体制のあり方 (2) 意見 ①法人二税に関する事務は集約すべき</p>	<p>府は、平成 12 年度に税務執行体制の改革（府税事務所数を 21 から 12 へ統合する等）を「事務の簡素・効率化」、「賦課徴収体制の充実強化」、「納税者サービスの向上」の 3 つの視点により実行している。これらの視点は 10 年を経過した現在においても重要な課題であり、今般の「税務執行体制のあり方研究会」においても同様の視点により検討されている。</p> <p>今回の監査において、「事務の簡素・効率化」の観点から、さらに次の事項についても検討し、税務執行体制を見直すことが望まれる。</p> <p>府は現在、府内 12 の府税事務所において担当区域を分割して事務を行っているが、事務を集約することにより事務効率化が図れるほか、府税事務所それぞれ保有しているノウハウの集約による賦課事務（調査を含む）の有効性向上、手続や判断基準の統一化による公平性の確保を図ることができる。</p> <p>「税務執行体制のあり方研究会」においても各業務の集約化については検討されているが、特に法人二税は申告税目であり、また、国税からの情報をデー</p>	<p>大阪府府税事務所等設置条例を改正し、大阪市内 5 府税事務所における法人二税の事務を一所に集約した。</p> <p>（ 改正日：平成 23 年 3 月 22 日 施行日：平成 25 年 4 月 1 日 ）</p>	<p>措置</p>

	<p>タにより入手しており、賦課の段階で税務署へ赴くことは少ないことから、賦課事務については地域ごとに区分する必要性は乏しく、賦課事務を集約すべきである。(意見番号 41)。P104</p>		
<p>第5 【4】その他</p> <p>2. 通達について</p> <p>(2) 意見</p> <p>①通達を実態に即して適時に改正すべき</p>	<p>府は、税の賦課徴収事務について特に留意すべき取扱い等に関する通達を随時発出しており、平成 22 年 4 月 1 日現在で 44 の通達が効力を有している。</p> <p>通達の一覧を確認したところ、通達の一部は昭和 20 年代に発出されてから一度も改正されていないなど、実態に即していないものが見受けられた。例えば、昭和 37 年 1 月 8 日課内第 1 号総務部長通達「事業税における外国所得の取扱いについて」は昭和 37 年の発出以来改正されていないが、平成 16 年の外形標準課税制度導入により総務省自治税務局から各都道府県あてに「事業税における国外所得等の取扱いについて」が通知されているところであり、本来であれば当該通知に合わせて国外付加価値額の算定に係る留意点などを新たに加えるべきである。</p> <p>また、通達の一部として、税目ごとに賦課徴収事務の具体的な手続を定めた事務処理要領が発出されているが、これにも実際に行われている事務とは異なる記述が散見され、様式も現行のシステム出力帳票と相違しているものが見られる。</p> <p><u>通達は条例や規則を補完するマニュアルとして重要であり、早急に内容を見直して実態に即した記述にするとともに、定期的に更新を行うべきである (意見番号 42)。P104</u></p>	<p>すべての通達を再点検し、実態に即していないものなど改正を行った。</p>	<p>措置</p>
<p>第5 【4】その他</p>	<p>府は、個人事業税・法人二税・不動産取得税・自動車税の申告や申請書の受付を申告者の住所地に関係せず、いずれの府税事務所窓口でも行</p>	<p>郵送文書については、納付義務の履行にかかわる現金や証券等が封入されることもあることから、所管府税事務所へ送付を求め</p>	<p>経過報告</p>

<p>3. 申告・申請等の郵送受付窓口について</p> <p>(2) 意見</p> <p>①申告・申請書等の郵送受付をいずれの府税事務所でも実施するよう検討すべき</p>	<p>っているが、郵送による場合は各担当府税事務所へ郵送することが求められている。</p> <p>府税に関する申告・申請等の郵送受付窓口は、申告者の住所地を管轄する府税事務所としている。</p> <p>しかしながら、<u>複数の行政区域に関連する申告・申請書等を提出する場合には、行政区分によって郵送先を区分することは納税者の不便が生じると思われる。郵送についてもいずれの府税事務所窓口でも受け付けるよう検討すべきである（意見番号43）。P105</u></p>	<p>ている。また、窓口での受付分と異なり收受手続きや転送先事務所への区分整理等事務が煩雑であり、相互受付を可能とすることにより事務効率が悪化することから所管以外の府税事務所での郵送書類の受付は困難である。</p> <p>なお、所管以外の府税事務所に誤送付された文書については、これまでから該当事務所に転送している。</p>	
<p>第5</p> <p>【4】その他</p> <p>4. eLTAXによるサービス提供について</p> <p>(2) 意見</p> <p>①eLTAXのサービス提供メニューを拡充すべき</p>	<p>地方税ポータルシステム（eLTAX）とは社団法人地方税電子化協議会が運営するシステムであり、地方税の申告、申請、納税などの手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムである。</p> <p>府が提供する eLTAX のサービスメニューは法人二税の電子申告のみで、その他の税目・手続については eLTAX のサービスを提供していない。</p> <p><u>eLTAX の導入により府の賦課徴収事務の業務効率が向上するとともに、納税者の利便性の向上が期待できるところであり、サービスメニューの拡充を検討すべきである。</u></p> <p><u>特に申請・届出のサービスについては、eLTAX 運用中の府内市町村のうち貝塚市を除くすべての団体が導入していることもあり、利便性向上の効果が大きく、システム改修等の費用も大きくないと考えられるため、早急にサービスを提供すべきである。</u></p>	<p>eLTAXについては、これまでの電子申告に加え平成23年4月1日から電子申請・届出等のサービスを開始した。</p> <p>電子納税については、既に導入している府県での利用実績や費用対効果、府の財政状況等を勘案しながら引き続き検討する。</p>	<p>経過報告</p>

	<p>また、電子納税についても、大阪市は導入しており、現状では大阪市税を電子納税しても府税は銀行等に赴いて納付する必要があることから、現状は納税者の利便性を損なっていると考えられる。システム改修等の費用を勘案する必要があるが、電子納税サービスの導入を積極的に検討することが望まれる（意見番号 44）。P105</p>		
<p>第5 【4】その他 5. 納付書のWEB上でのダウンロードについて (2) 意見 ①納付書もWEB上でダウンロードできるよう検討すべき</p>	<p>府は、WEB ページ（「府税あらかると」）上で様式等のダウンロードサービスを提供しているが、申告書や申請書はダウンロードできるものの、納付書はダウンロードできるようになっていない。</p> <p>これは、WEB 上から納付書のダウンロードを可能とした場合、納付書が OCR 装置非対応の納付書となるため読み取り時にエラーとしてはねられ、キーパンチャーの手入力によるデータ化を行うことになり、迅速・正確なデータ化が損なわれるとともにコストの増加にもつながることから、WEB 上でのダウンロードによる納付書の提供を行っていないものである。</p> <p>たとえば法人税の申告書では、OCR 読み取り用のカラーOCR 帳票をWEB 上で提供しているほか、市販の会計ソフトウェア等で作成した後モノクロプリンタで出力して書面で提出する場合にも OCR 処理できるよう、会計ソフトウェア開発業者向けにモノクロ OCR 帳票の仕様を公開するなどの措置を講じている。</p> <p>納税者の立場からは、期中の事務所開設などで手許に納付書が届いていない場合や、書き損じや紛失の場合などにわざわざ納付書を取り寄せる必要が無くなり、利便性が高まると考えられ、実際に WEB 上で寄せら</p>	<p>平成 23 年 5 月に大阪府ホームページ（府税あらかると）へ納付書を掲載しダウンロード対応を行った。</p>	<p>措置</p>

	<p>れる府民からの意見の中にも納付書のダウンロードサービスへの要望がある。</p> <p><u>府はカラーOCR 帳票の提供などにより納付書も WEB 上でダウンロードできるよう検討すべきである。なお、委託先の OCR 装置の機能が制約となっているのであれば、OCR 装置の機能改良を委託先に要望し、あるいは、通常用の紙での OCR 読み取りが可能であることを委託先選定にあたっての条件とするなどの措置を講じるべきである（意見番号 45）。P106</u></p>		
<p>第5</p> <p>【4】その他</p> <p>6. 各種税務調査の対象サンプルについて</p> <p>(2) 意見</p> <p>①各種税務調査の対象サンプル抽出の根拠は明確に記録すべき</p>	<p>府税事務所では課税の適正性を確保するため税目ごとに各種調査を行っているが、実務的には全件の調査を実施することは不可能であるケースが多いため、そのような場合はサンプルを抽出し、あるいはローテーション計画を立てるなどして、抜き取り調査を実施している。</p> <p>サンプルの抽出基準やローテーション計画は明確に定められておらず、府税事務所や担当者の裁量に任されており、また記録されていないケースもある。</p> <p><u>これらの抽出基準や計画は課税の公平性を確保するために極めて重要であり、府全体で具体的な方針を定めるとともに、各府税事務所は方針に沿った方法で調査を実施していることを明確に記録すべきである（意見番号 46）。P107</u></p>	<p>税務室が策定した税収確保推進計画に基づき、調査項目ごとに選定基準となる年次サイクルや基準額を示し調査を実施することとした。調査の実施結果は案件ごとに記録し、調査項目ごとに取りまとめ徴税対策課へ報告を行う。</p>	<p>措置</p>
<p>第5</p> <p>【4】その他</p>	<p>個人事業税とは、個人が府内で事業活動を行うにあたって府が行う各種行政サービスを受けていることから、府内に事務所または事業所を有する個人で一定金額を超える事業所得及び不動産所得があった場合に</p>	<p>例えば、不動産貸付業及び駐車場業の認定基準については、従前から全国地方税務協議会等を通じて国に要望しており、平成 23 年 3 月、同協議会主催の検討会が取りまとめた報告書において、</p>	<p>措置</p>

<p>7. 個人事業税の制度について</p> <p>(2) 意見</p> <p>①個人事業税の課税要件等の見直しを国に要望すべき</p>	<p>課す税である。</p> <p>個人事業税については、課税対象事業が法令上限定列举されており、また、あくまで事業活動を行う個人に課す税であるため、事業的規模に達しないものや実質的に給与所得とみなされる所得は課税対象としな いなど、課税要件の判定が複雑であるという特質がある。</p> <p>さらに、個人事業税における課税所得の算式によって算定されること となっており、かつ複数の事業を行っている場合は各控除額を按分する 必要があるなど、課税所得を正確に計算することが難しい制度となっ ている。</p> <p>個人事業税の課税要件の判定や課税所得の算定には特殊性があるこ とから、課税事務にあたって「公平性、正確性、業務効率」に関する問 題点が府において生じている。</p> <p><u>これらは府のみの努力では改善し得ないものであり、以上の ような問題点を解消するための法令の改正を国に対して要望す べきである。</u></p> <p><u>ただし、当分の間は現状の法令の枠組みで事務を執行せざる を得ないことから、上記の問題点をできる限り顕在化させない よう、例えば府としての事業認定の基準を明文化するなど、現 状の法令の範囲内でできる限りの努力をすべきである（意見番 号47）。P108</u></p>	<p>国の取扱通知の件数基準に変えて収入金額基準の導入を求めると 述べられている。</p> <p>また、国による取扱通知の改正や他府県の取扱い状況を踏まえ、 府の取扱い基準の見直しを検討していくとともに、これまでから 事業認定の基準については、「個人事業税業種認定マニュアル」を 活用して、適正に認定を行っており、引き続き、事務所に対して、 同マニュアルの活用を指導していく。</p>	
<p>第6 債権管理事務の検討（税金・貸付金以外の債権を対象）</p>			
<p>第6</p> <p>【2】監査の結果及</p>	<p>助産施設入所者負担金、在宅重度障害児（者）介護手当過払金返還金 については、消滅時効の期間が経過しているにもかかわらず、不納欠損</p>	<p>滞納債権については、「債権の回収及び整理に関する条例」に基 づき、事務事業を行う部局長（債権管理者）において、回収債権</p>	<p>措置</p>

<p>びこれに添えて提出する意見</p> <p>1. 個別検討を行った債権全般に対する監査の意見</p> <p>(1) 不納欠損処分を統一的に行うべき</p>	<p>処分が適切に行われていなかった。</p> <p>回収見込みのない債務者に対して漫然と督促を続けるなどして債権管理を継続することは、事務の滞留を招き債権管理の効率化の阻害要因となる。また、現実には回収できない債権を帳簿上資産として計上したままにするのは、府の財政状態の正確な把握を妨げることになる。このため、回収見込みのない債権については、債務の免除・法規の規程等を活用して、欠損処分を進めることが、府の財産管理の効率化のために不可欠である。</p> <p>大阪府財務規則第33条によれば、時効により欠損処分をするときは、ただちに当該歳入について収納ができない理由を明らかにした書類により決定し、不納欠損として整理しなければならないとある。また、大阪府財務規則の運用第32条関係第1項によると、<u>債権の消滅時効が完成したときには、不納欠損として整理しなければならないと定められており、これらの債権については統一的に適時適切な処理を行うべきである。</u></p> <p><u>また、消滅時効期間が経過している債権だけでなく、債務者の居所不明などにより、債権回収が実質上困難であると考えられる債権についても、債権の回収可能性を精査したうえで、新条例に基づき徴収停止及び不納欠損処分を検討すべきである(意見番号48)。P111</u></p>	<p>と整理債権（回収見込みのない債権）に分けたうえで、単年度の処理目標を定めた債権回収・整理計画を策定し取り組んでいる。</p> <p>消滅時効の管理については、大阪府財務規則を改定し、毎年度二回以上、債権の状況を検査することを義務付け、検査により時効を確認したものについて、随時適切な処理が行えるようにした。また、居所不明などにより、回収が実質上困難と考えられる債権については、徴収停止などの処理に必要な調査事項などを定めた債権回収整理マニュアルを平成23年3月に策定し、債権回収整理研修会などを通じて、全部局に対し周知徹底に努めた。</p>	
<p>第6</p> <p>【2】監査の結果及びこれに添えて提出</p>	<p>監査対象とし個別に検討した債権の中には、債務者の破産や高齢等の事情、債権自体の特殊な事情等により、過年度から継続的に収納率が低い債権が複数あった。</p>	<p>各部局の回収困難な滞納債権については、平成23年4月に債権特別回収・整理グループを拡充し（H23～25年度の期限措置）、各部の求めに応じ順次債権を引継ぎ回収に努めている。</p>	<p>措置</p>

<p>する意見</p> <p>1. 個別検討を行った債権全般に対する監査の意見</p> <p>(2) サービス実施主体と債権管理部門を区分すべき</p>	<p>債務者の事業実施状況等といった独自の事情に応じて強制執行や滞納処分が適時に行われていないものが散見された。公平性の観点からは、統一的にこれらの処理を行うマニュアルを定めた上で、各所管部共通の手順により債権回収及び整理を行うことが求められる。</p> <p>現在のところ、府では事業実施と債権管理が同一部署により行われており、通常業務に加えて債権管理業務を行っているという状況である。</p> <p>事業実施、債権回収の過程で納付義務者の個別事情に詳しく関わる担当者によって、債権回収対応の強度が変えられることになり、公平性の観点からは現在の管理状況には問題がある。</p> <p><u>債権管理を専門とする部署を設置したうえで、各所管部での一定の判断基準を上回る回収困難な滞納債権については、債権管理の専門部門に移管し、統一的な処理を行うべきである（意見番号 49）。P112</u></p> <p>ただし、債権の中には強制執行等による処分を統一的に行うことが制度自体の趣旨にそぐわないものもある。こういった債権については、各所管部において明確な基準を設けたうえで、判断及び処理を行えば公平性は保たれるとも考えられる。</p>		
<p>第6</p> <p>【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対す</p>	<p>当債権に係る管理事務は、各子ども家庭センター共通の情報システムにより統一した様式で行われているものの、滞納者とのコンタクトは債権の性質上の問題から、各子ども家庭センターのケースワーカーに任せられており、ケースワーカーが児童別に作成している児童記録から債権管理に必要な情報を抜き出して滞納整理票としている。このため、様式は統一されていても、滞納者の経済状況の把握等の回収に係る具体的な</p>	<p>「児童措置費負担金にかかる取扱指針」を改定し、債権者の状況を記録するため「債権管理簿付表」を様式として整備した。今後は本様式を使用し、債権者に対して統一的に対応する。</p>	<p>措置</p>

<p>る監査の結果及び意見</p> <p>(1) 児童措置費負担金</p> <p>③意見</p> <p>(A) 滞納者の状況把握を統一的行うべき</p>	<p>取扱いが、センター及び担当ケースワーカーによりまちまちになっている。</p> <p>平成19年3月に府で「児童措置費負担金にかかる取扱指針」を定めて、債権管理の適正化に努めているところであるが、<u>ケースワーカーを通じて把握すべき債務者の状況について各子ども家庭センターで共通した項目を定めて様式化し、訪問時に定期的なチェックを行うなど、異なる対応者によっても統一的な対応ができるよう検討すべきである。なお、具体的なチェック項目としては、納入意思の有無、家族の状況、就業状況、財産状況、交渉意思の有無等が考えられる（意見番号50）。P116</u></p>		
<p>第6</p> <p>【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(1) 児童措置費負担金</p> <p>③意見</p>	<p>児童福祉法第56条第1項第10号によると、納付義務者が納期限内に完納せず、納付指導による自主的な納付が期待できない場合には、府は債権の確保のため、地方税の滞納処分为例により滞納処分することができる」とされている。ここで滞納処分とは、徴収職員が滞納者の財産を差し押さえ、これを換価し換価代金をもって債権に充当する一連の行政手続をいう。しかし、この滞納処分手続について詳細に定めた債権回収マニュアル等は存在せず、「児童福祉法第56条徴収金事務についての取り決め事項」第1章10に、「納入義務者が督促を受け、その督促に係る徴収金をその督促状の指定期限までに完納しないときは、差押えをすることができる」とあるのみであり、実際に滞納処分が行われたケースはなかった。</p> <p>債権の性質の特殊性の問題もあるが、滞納者を放置しては「逃げ得」との考えが浸透し、本来支払える状況の債務者も支払いを拒否する</p>	<p>税務室作成の「大阪府債権回収・整理マニュアル」をもとに、児童措置費負担金にかかる「債権回収・整理マニュアル」を策定した。</p>	<p>措置</p>

<p>(B) 滞納処分の実施についてのマニュアルを作成すべき</p>	<p>ような悪循環に陥る可能性もある。</p> <p><u>府の収入及び債務者の公平性を確保するためにも、滞納処分の実施について、その対象・実施頻度等を詳細に定めた回収マニュアルを作成すべきである（意見番号 51）。P116</u></p>		
<p>第6</p> <p>【2】 監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(1) 児童措置費負担金</p> <p>③意見</p> <p>(C) 債権の回収方法を検討すべき</p>	<p>ケースワーカーは、当債権に関する児童福祉施設への入所相談のみでなく、各種障がい相談や性格相談等さまざまな業務を担当しているため、一人のケースワーカーが担当する案件が非常に多くなっている。</p> <p>一人当たりの年間相談件数が多いところでは 200 件近くになる。これらの相談事案については一度きりの相談で終了するものではなく、ケースワーカーは継続的に相談者と関わっていくこととなる。さらに、ケースワーカーは日々の相談だけでなく、児童養護施設等に入所措置した子どもの施設生活実態を調査し、子どもの処遇の向上を図るため、施設を訪問し子ども本人との面接を行っている。</p> <p>ケースワーカーの本来の役割は児童及び保護者の状況を把握し、それぞれの家庭を支援することにあるため、案件ごとに対応策が異なり非常にデリケートな問題である上に、これだけ多くの案件を抱えてはケースワーカーが債権管理に十分な労力を費やすことは難しい。また、経済的困窮者である滞納者に対しては、滞納者の家庭状況を深く知るケースワーカーが、債権徴収に関する話題を切り出すこと自体が難しいと考えられる。</p> <p>かといって、府が債権管理専門部門に当債権の管理業務を全て移管して、全く家庭の状況を知らない債権管理担当者が保護者へ督促をすれば、家庭再建という本来の制度趣旨を著しく害することにもなる。</p>	<p>策定した「債権回収・整理マニュアル」において一定の判断基準を設けた。今後とも担当ケースワーカーとの連絡を密にとり、滞納者の状況に応じた対応を行いながら債権回収の推進に向けた取組を行う。</p>	<p>措置</p>

	<p><u>債権管理の強化を図るために、債権管理の専門部門を編成すること</u>であるが、当債権については、<u>債権の管理を一括して特別チームに任せるのではなく、所管部門内で一定の判断基準を設けた上で、経済状況から返済が可能であると判断されるにもかかわらず返済を行わない、悪質な滞納者に係る債権のみを移管した上で担当ケースワーカーと連絡を密にとり、滞納者の状況に応じた対応を取ることが必要である（意見番号 52）。</u></p> <p><u>P117</u></p>		
<p>第6</p> <p>【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(2) 児童扶養手当過誤払返還金</p> <p>②意見</p> <p>(A) 制度利用者へ</p>	<p>児童扶養手当の受給資格者の中には、資力に乏しい者も多いため、一旦支給された手当額の返還義務が生じても、返還が困難である状況にあることが多い。債権の発生を未然に防ぐためには、受給資格を喪失する場合の受給者からの申出が必要不可欠であり、受給資格の認定時での制度内容及び受給資格の周知徹底が重要である。</p> <p>この点、府では制度案内のリーフレットに受給資格喪失となるケースについて強調記載しており、また、資格喪失届が事後的に提出されたことにより債権が発生している場合には、返還義務が生じている旨を認める署名を求めている。こういった努力から、当債権の新たな発生額（調定額）は5年前に比べて約3千万円減少している。</p> <p><u>今後も引き続き、債権の発生を極力抑えるよう、制度内容の周知徹底努力を続ける必要がある（意見番号 53）。P119</u></p>	<p>児童扶養手当については、「受給者のしおり」を毎年3月に作成し、市町村等に配布するとともに大阪府のホームページにも制度の案内等を掲載し、受給者に対する制度内容や受給資格の周知徹底を図っている。</p> <p>さらに町村の担当者研修においても、制度や資格について受給者に周知していただくよう強調して依頼しており、今後も引き続き、積極的な周知に努めていく。</p>	<p>経過報告</p>

<p>の制度内容の周知徹底が必要</p>			
<p>第6 【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(2) 児童扶養手当過誤払返還金</p> <p>②意見</p> <p>(B) 電話・訪問等による債権回収努力を行うべき</p>	<p>滞納者の取扱については、年1回の催告書を送付するのみで、電話・訪問による督促を実施していない。町村との連携により滞納者の転居等の情報を入手し、徴収を図っているところであるが、<u>債務者の公平性の観点から、費用対効果を考慮のうえ適時適切に電話・訪問による督促を行うことを検討すべきである（意見番号 54）。P119</u></p>	<p>債権回収に精通している滞納整理経験者の非常勤職員を雇用し（H23.9～24.2）、電話による督促を行うとともに訪問などを行い、更なる収納率向上に取り組んだ。</p>	<p>措置</p>
<p>第6 【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p>	<p>当債権の消滅時効期間は5年であるが、平成21年度に消滅時効期間が経過していた債権 <u>1,167千円が、不納欠損処分されていなかった。当該債権は時効期間経過により消滅しているの</u> <u>あるから、この場合には、地方自治法第236条及び大阪府財務</u></p>	<p>平成21年度に消滅時効期間が経過していた債権については、平成23年3月に不納欠損処理を行った。</p>	<p>措置</p>

<p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(3) 助産施設入所者負担金</p> <p>②結果</p> <p>(A) 消滅時効期間が経過している債権については適時に不納欠損処分すべき</p>	<p><u>規則第 33 条、同規則の運用第 33 条関係に則り、不納欠損処分を行うべきである (結果番号 6)。P120</u></p>		
<p>第 6</p> <p>【2】 監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(3) 助産施設入所</p>	<p>負担金の支払滞納者に対しては、年 1 回の催告書を送付するのみで、電話や訪問による督促は行っていない。年間 30 件程度の件数であり、一定期間内に収納が無い場合に督促を行うことで特別の事務手続が増加するともいえず、<u>公平性の観点から、催告書送付回数の増加や電話・訪問等による督促を検討すべきである (意見番号 55)。P120</u></p>	<p>債権回収に精通している滞納整理経験者の非常勤職員を雇用し (H23.9~24.2)、電話による督促を行うなど、更なる収納率向上に取り組んだ。</p>	<p>措置</p>

<p>者負担金</p> <p>③意見</p> <p>(A) 電話・訪問等による債権回収努力を行うべき</p>			
<p>第6</p> <p>【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(4) 在宅重度障害児(者)介護手当過払金返還金</p> <p>②結果</p> <p>(A) 消滅時効期間が経過している債権については適時に不</p>	<p>平成19年度に、債務者の債務不履行状態が5年以上継続し、すでに消滅時効期間経過により消滅しており、かつ督促状発送証拠書類関係簿冊の保存期間10年を満了している債権131件9,100千円について、地方自治法第236条、及び大阪府財務規則第33条、同規則の運用第33条関係により不納欠損処分を行っている。</p> <p>しかし、督促状の発送証拠書類関係簿冊の必要保存期間と、債権の消滅時効は別の問題であり、本来は10年未満であっても時効期間を経過している債権についても不納欠損処分すべきであったと考える。</p> <p>また、平成21年度には時効期間を経過している債権710千円があるにもかかわらず不納欠損処分が行われていなかった。時効による債権消滅後は債権管理の効率性の観点から適時適切に債権整理を行うべきである(結果番号7)。P122</p>	<p>指摘のあった時効期間を経過している債権710千円については、平成23年2月に不納欠損処理をおこなった。</p> <p>今後については、債権管理を確実におこない、少なくとも年1回は債権整理をおこなうこととする。</p>	<p>措置</p>

納欠損処分すべき			
<p>第6</p> <p>【2】 監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(5) 原状回復事業弁償金</p> <p>②意見</p> <p>(A) 回収に係るコストを考慮して徴収方法を検討すべき</p> <p>【No. B】</p>	<p>【No. B (富田林・建設系廃棄物)】の債権については代表者が破産しており、府の対応は全て弁護士を通じて行われている。上記の徴収金額についても、府の職員が毎月弁護士事務所へ赴き弁護士が行為者から預った4千円について徴収を行っている。</p> <p>この回収に係る交通費・人件費のコストを監査人が試算したところ約2千円/月程度となり、各月4千円を徴収するためには費用対効果がありにも悪い。</p> <p><u>これまでの分納状況が良好であるのであれば、年に1～2回に集約して徴収することも検討すべきである (意見番号 56)。</u></p> <p><u>P124</u></p>	<p>債務者の財産調査を行った結果、債務者が無資力であることが判明したため、平成23年3月30日に滞納処分の執行を停止した。</p> <p>今後、債務者の資産が改善し、納付が可能となった場合は、できる限り集約して徴収する。</p>	措置

<p>第6</p> <p>【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(5) 原状回復事業弁償金</p> <p>②意見</p> <p>(B) 回収可能性を判断し、不納欠損処分を検討すべき【No. A、No. B】</p>	<p>【No. A (大東市・硫酸ピッチ)】及び【No. B (富田林・建設系廃棄物)】の債権について、府は定期的に分納計画書の提出を受け、これに基づき納付を受けており、府の債権回収に対する積極的な姿勢は評価すべきであるといえる。</p> <p>しかし、上記の債権は、当年度調定額 378 百万円に対して当年度回収されたのはわずか 60 千円であり、明らかに全額回収は困難であると考えられる。府では、弁償金の納付額が債務者の財産状態に応じて適切であることを確かめるために、財産調査を実施して債務者の資力状態の把握に努めているところである。</p> <p><u>慎重に財産調査を実施した結果、債務者の無資力が明らかである場合には、不納欠損処分も検討すべきである(意見番号57)。</u></p> <p><u>P124</u></p>	<p>債務者の納付額がいずれも少額であり、債務者の資産状況から納付額が適切であるかどうかを確認するため、財産調査を行った結果、債務者が無資力であることが判明した。</p> <p>本債権の費用の徴収については、行政代執行法第6条の規定を準用し、国税滞納処分の例により徴収することのできる債権であることから、滞納処分の執行を停止した。今後、資産が改善しない場合は、3年後に不納欠損として整理する。</p>	<p>措置</p>
<p>第6</p> <p>【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する</p>	<p>滞納処分に関する手続を詳細に定めた滞納処分マニュアル(土木部滞納債権ワーキンググループ、平成18年3月)によると、滞納債権についての対応としては、まず納入交渉、次に時効中断、分納、所在調査、財産調査、国税状況等調査、差押、滞納処分の停止等につき、詳細な手続が定められている。</p> <p>個別の債権管理簿をレビューし、担当者にヒアリングを行ったとこ</p>	<p>・Cについては、口頭による指導の結果、平成21年度分の占用料は、平成22年度内に納付された。平成23年度も継続的な納入指導を行い、「納付誓約書」を提出させた結果、平成22年度分の占用料は平成23年12月末に完納された。(平成23年度分占用料も完納済み。)</p> <p>・Dについては、毎年決算書を徴収することとし、納入指導の結</p>	<p>措置</p>

<p>る監査の結果及び意見</p> <p>(6) 河川使用料</p> <p>②意見</p> <p>(A) 与信調査を入念に行うべき</p>	<p>ろ、納入交渉、時効中断の手續については適切に行われていた。しかし、分納申請時に必要となる決算書の入手を除き、財産調査、国税状況等調査が行われていなかった。</p> <p>納入義務者C及びDは株式会社であるが、Cについては、口頭による納付予定の約束のみで決算書の入手も行っていない状況であった。また、Dについては分納申請時に決算書は入手しているものの、Dは債務超過の状態であり、資金繰りに窮していることがうかがえるものの、府はそれを認識していない状況であった。</p> <p><u>債務者の状況把握を十分に行うためには、滞納債権を有するその他の法人についても、定期的な決算書の入手等により、債務者の状況把握に努め、債務金額が大きくなりすぎる前に、差押や滞納処分の停止手続を検討すべきである（意見番号 58）。</u></p> <p>P126</p>	<p>果、平成 23 年 11 月末までに全額（平成 23 年度分含む）が一括で完納された。</p>	
<p>第 6</p> <p>【2】 監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(6) 河川使用料</p>	<p>大阪府流水占用料等条例第 3 条第 1 項によれば、「流水占用料は流水占用等の許可の際徴収する。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、当該翌年度以降の流水占用料等は、毎年度当初に当該年度分を徴収する。」と定められ、原則として 4 月に 1 年分の占用料を一括で徴収しており、資金繰り悪化のために占用料の前払いが困難になったケースが滞納債権の大部分を占めている。大阪府流水占用料等条例施行規則を改正し、延滞金を課すことになれば、滞納者はさらに支払いが困難になり、最終的には破産や倒産により府の収入は減ることになる。</p> <p>一方、同条 2 項において「知事は、特別の理由があると認めるときは、</p>	<p>C については、平成 21 年度分の占用料は平成 22 年度内に納付され、平成 23 年度も継続的な納入指導を行い、「納付誓約書」を提出させた結果、平成 22 年度分の占用料は平成 23 年 12 月末に完納された。（平成 23 年度分占用料も完納済み。）</p> <p>滞納債権の分割納付の申請時には、「債務の承認及び納付確約書」を提出させている。また「分割納付の承認通知書」には、「納期限までに納めなかったときには分割納入の承認を取消することができる」と明記している。これにより、納付予定日までに納付が行われない場合には、分割納付の承認を取消した上で、残額債権を一括で請求し、状況に応じて滞納処分を行う。</p>	<p>措置</p>

②意見

(B) 公平性に配慮しつつ分納制度を取り入れるべき

前項の規定にかかわらず、流水占用料等を徴収すべき年度内において当該流水占用料等を分納させることができる。」とあることから、占用料が高額で延滞が発生しており、債務超過等により一括での支払いが困難な占有者からの要望があれば、分納に応じている。

これでは要望したか否かで会社の存続に関わる問題となり、公平性に欠ける。ただし、安易に分納を認めては原則どおり一括前払いをしている通常の占有者とも不公平な扱いとなる。

このため、資金繰り困難を理由に滞納する債務者については、分納することにより生じる延滞金を見込計算により含めた債権額について、合理的な分割納付計画書を提出させた上で納付を受ければ、公平性は保たれると考えられる。今回の監査の検討対象とし「① 未収金の概要」に記載した債権においては、Cからは分割納付計画書の提出がない状況であり、早急に提出を求めるべきである。

さらに、当該分割納付計画書は、「大阪府債権管理適正化指針」にも紹介されているとおり、消滅時効の中断事由である民法第147条の「承認」を兼ねた「債務承認及び分割納付誓約書」とし、その文面には「分割納付が不履行となった場合は、当然に期限の利益を喪失し、ただちに債務を返済しなければならない」旨の期限の利益の喪失についての文言を挿入することにより、確実に債権が回収できるような措置を講じることが望まれる。そして、分納承認債権が納付予定日までに納付が行われない場合等、債務者の誠実性が疑われるような事実があった時は、滞納処分に踏み切るべきである（意見番号 59）。P127

<p>第6</p> <p>【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(7) 補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金</p> <p>②意見</p> <p>(A) 法人の財政状態を把握し、継続的な回収努力が必要</p>	<p>現在の返還状況は債権残高に対して5%以下であり、平成21年度の返済実績から算定すると、元本完済までに100年近く要することになる。しかし当法人に対しては府以外の多額の債権者も存在し、この中には一般債権である府債権より優先弁済権を有する債権もあるため、府が施設の差押え等による強制徴収を申し立てても実効性はない。</p> <p>当該債務が解消された後には、府への返済額が増加することが期待されることから、施設の入所者の生活に多大な支障をきたすことがないよう、法人の健全経営に配慮しつつ早期の返済を求めているところである。</p> <p><u>今後、法人の財政状態を把握しつつ、着実な回収努力を続けていく必要がある(意見番号60)。P129</u></p>	<p>債権回収計画の作成にあたっては、施設入所者の生活に支障がきたすことがないよう法人の財政等経営状況を勘案しながら協議をし、債権回収計画の回収目標額を定めた上で、着実な回収に努める。</p> <p>なお、23年度については、目標額どおり返済を受けた。</p>	<p>経過報告</p>
--	---	--	-------------

<p>第6</p> <p>【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(8) 障害者扶養共済制度掛金</p> <p>②意見</p> <p>(A) 回収可能性を判断して適時に不納欠損処分を行うべき</p>	<p>平成21年度末時点の収入未済額一覧によると、最も長期間にわたって滞留している債権は昭和49年に発生した4,100円(3件)であり、加入者はそれぞれ昭和61年、平成元年、平成10年に脱退していた。債務者からの時効の援用がなかったため時効が成立していないことから不納欠損処分がなされていなかった。</p> <p>平成21年度末の収入未済額108,011千円のうち、脱退者に係る分は105,558千円であり、約98%を占めている。脱退者の滞納債権については、脱退した滞納者にとって滞納掛金を支払うことに何のメリットもなく、滞納債権の納入が期待できない。また、債権発生から35年以上も経過した債権であることから、債務者の中には民間の保険と同様、掛金を支払わないことによって自然と脱退したものと考え、今さら掛金を支払うことなど全く考えていない脱退者もいると予想される。</p> <p>このため、時効期間が経過した脱退者に係る滞納債権については不納欠損処分することが望まれるが、当債権は私債権であるため、債務者からの援用がなければ時効とならないことから、過去において不納欠損処分を行った事例がない。私債権の時効期間である10年が経過した債権等、<u>回収可能性の乏しい債権については新条例に基づく債権放棄を行ったうえで不納欠損処分すべきである(意見番号61)。P131</u></p>	<p>指摘のあった時効期間を経過している脱退者に係る滞納債権については、居所調査を行う等、債権放棄に向けた取り組みを検討していく。</p>	<p>経過報告</p>
<p>第6</p> <p>【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p>	<p>大阪府障害者扶養共済制度条例(以下「条例」という。)第18条第3項及び同施行規則第14条によると、知事は加入者が掛金の支払いを3カ月以上滞納したときは、加入者を脱退させることができると定められている。しかし府においては、当条例はあくまで「できる」規程であり、</p>	<p>指摘のあった加入者への納付指導については、制度の趣旨をふまえながら、マニュアルに沿った取り組みを検討していく。</p>	<p>経過報告</p>

<p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(8) 障害者扶養共済制度掛金</p> <p>②意見</p> <p>(B) 債権管理マニュアルを厳格に適用すべき</p>	<p>過去5年間に於いて強制的に脱退をさせた例は7件に留まる。</p> <p>長期滞納者に対しても加入継続を認めてきたのは、制度趣旨に基づき障がい者をもつ家族の意思を尊重して個々のケースを考慮したためであり、加入者の全てに対して、公平に継続を認めてきた結果である。</p> <p>しかしながら、期間を区切らずに滞納者の継続加入を認めて、その間府が滞納者の掛け金を機構に支払い続けることは、通常納付者との公平性の観点から問題である。</p> <p>については、<u>加入者の状況に十分配慮した納付指導に努め、度重なる指導をもつても納付意思を示さないような債務者に対しては、強制脱退させるなど「大阪府障がい者扶養共済制度債権管理マニュアル」を厳格に適用すべきである（意見番号 62）。</u></p> <p><u>P132</u></p>		
<p>第6</p> <p>【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(8) 障害者扶養共済制度掛金</p>	<p>対象者が当月以前にも滞納している掛金がある場合にはこれらを別途集計した明細書を毎月、同封し債務確認及び督促を行っている。また、債務者別の督促状況については、情報システム上では詳細記述ができないため、情報システムから基本情報を出力し、督促に係る記録を別の様式に手書で転記し、債務者別にファイリングしている。当記録を閲覧したところ、債務者別の督促状況の把握は良好であった。</p> <p>しかし、脱退済みの者や過年度にのみ滞納がある加入者については、毎月の督促の対象にならず、タイムリーな督促が行われていない。</p> <p><u>月次で、債務者別・発生年度別の未収金の明細書を作成して、更なる債権管理の強化に努めるべきである（意見番号 63）。P132</u></p>	<p>指摘のあった月次の債務者別・発生年度別の未収金の明細書の作成については、既存システムでは対応出来ていないため、システム所管課と調整し、明細書の作成について、検討していく。</p>	<p>経過報告</p>

<p>②意見</p> <p>(C) 債務者別・発生年度別の未収金の明細書を作成し、タイムリーな督促を行うべき</p>			
<p>第6</p> <p>【3】その他債権管理全般に関する指摘</p> <p>1. コンビニエンスストアを利用した収納方法整備への検討を行うべき</p>	<p>現在、府では、税金、税金以外の公債権、私債権の各収入について、政令の定めるところにより、府から債務者へ納入通知書を送付し、債務者はこの通知書を金融機関の窓口を持参して府へ納付を行っている。</p> <p>ライフスタイルが多様化している昨今では、単身世帯や共働き世帯が増加し、平日昼間の窓口が開いている時間に金融機関へ行くことが困難な府民が多い。国税や府内の市税でもコンビニ納税制度を導入しているところが増加しているところであり、府では自動車税のコンビニ収納制度を平成17年7月に開始し、一方で「大阪府債権管理適正化指針」（平成19年3月）の策定過程で自動車税以外のコンビニ収納制度を検討課題に掲げ、振込手数料の検討に着手していたが、その後十分な検討については保留した状態であった。</p> <p><u>納付意思はあるものの、勤務形態等から納付が困難である債務者に対応するためにも、府においても振込手数料等の費用に対する効果を勘案しつつ、早急に自動車税以外の債権についてもコンビニ収納制度の導入を検討すべきである（意見番号64）。</u></p> <p>P133</p>	<p>平成24年2月府議会において、大阪府税条例等の一部を改正する条例及び規則を改正し、平成24年8月より、自動車税に加え、個人事業税、不動産取得税、法人二税及び軽油引取税についてもコンビニ収納制度の導入を行う。</p>	<p>措置</p>

<p>第6</p> <p>【3】その他債権管理全般に関する指摘</p> <p>2. 債権の安全性(回収可能性)に関する府の情報開示をさらに進めるべき</p>	<p>これまで、府における債権金額は地方公共団体の決算書上の「収入未済額」として発生当初の時点の債権金額が集計され、府民に情報開示されているのみで、実質的な回収可能額がどの程度であるのか、府民には確認できなかった。このため、府では各債権ごとに保全・取り立てる回収債権と、内容を変更・消滅させる整理債権に区分した「債権回収・整理計画」を作成公表したところである。</p> <p>一方、平成19年10月の総務省自治財政局長通知「公会計の整備推進について」を受け、府では平成20年度から財務4表を作成しており、さらに平成24年度から新公会計制度を導入することを予定している。この新公会計制度では、複式簿記の導入による財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書に加えて、キャッシュフロー計算書、正味財産変動計算書）を作成することを予定している。また、「大阪府の新公会計制度（案）～真の地域主権の確立に向けた取組み」（平成22年8月）（以下、「報告書」という。）において府における作成方針をまとめている</p> <p>報告書では、新公会計制度における財務諸表にて「貸倒引当金等を計上して将来のリスクを明示」することを計画している。</p> <p><u>今後は、新公会計制度による財務諸表作成と「債権回収・整理計画」を活用することにより、債権別の回収不能額に対する引当金額の見積計算を適切に行い、府民に情報として開示することが望まれる（意見番号65）。P134</u></p>	<p>府民への財務諸表による回収不能額の状況の情報開示については、新公会計制度の評価性引当金取扱要領に基づき行われている。</p> <p>当該、回収不能額の算定にあたっては「債権の回収及び整理に関する条例」に基づく、「債権回収・整理計画」に計上した整理対象債権等の情報を活用するなどして、新公会計制度と連動させている。</p>	<p>措置</p>
<p>第6</p> <p>【3】その他債権管理全般に関する指摘</p>	<p>府では、平成23年度より、一部の債権については、事業事務を行う主体と債権管理部門を区分し、債権管理を債権特別回収・整理チームに担わせることを予定している。</p>	<p>国税徴収法第141条を根拠とした「質問検査権」を有する「強制徴収公債権」の財産情報の共有について、</p> <p>総務省通知（H19.3.27 総務省自治税務局企画課長）によれば、</p>	<p>経過報告</p>

<p>3. 財産調査結果の積極的な共有化を行うべき</p>	<p>当該チームの業務遂行により複数の債権を滞納している債務者の財産調査結果等の情報の共有を行うことができ、効率的な債権回収が可能になると考える。</p> <p>強制徴収公債権の回収にあたっては国税徴収法第 141 条を根拠とした「質問検査権」を有するため、回収時に得られた財産調査結果（例えば、個人の財産所有状況、連絡先、勤務先等）を強制徴収公債権同士の間では共有することは許されると考えられるが、非強制徴収公債権や私債権への共有はできないと考えられる。一方、「質問検査権」を有さない非強制徴収公債権や私債権については、他の私債権や非強制徴収公債権の回収のために利用することは許されないと考えられる。</p> <p><u>当チームにおいては個人情報の保護に必要な措置を取ること</u> <u>はもちろんであるが、法的に可能な範囲で財産調査結果につい</u> <u>ては各債権間で共有化を図り、債権管理・回収に努めるべきで</u> <u>ある（意見番号 66）。P134</u></p>	<p>「地方税法第 22 条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財務情報を利用することは指し支えない。」となっている。</p> <p>府税では、滞納処分を執行するために認められている「質問検査権」で知り得た滞納者の財産ほかの情報の取扱いに関しては、極めて慎重かつ厳格に対応する立場を採っており、現時点では、地方税法第 22 条に定める守秘義務を遵守することとしている。</p> <p>債権特別回収・整理グループでは、税債権の取扱いには行っていないが、今後も他の強制徴収公債権が引継がれても、税情報を活用することは想定していない。</p>	
-------------------------------	---	---	--

平成21年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況
出資法人に関する財務事務について
総括表

【平成 24 年 5 月 8 日現在】

項 目		監査の結果			意 見		
		件数	措 置	経過報告	件数	措 置	経過報告
府の財務事務に対する指摘	出資の有効性検討	0	0	0	6	4	2 (2)

	出資法人との関わり（人的関与を含む）のあり方	0	0	0	18	18	0
	公益法人制度改革への対応	0	0	0	1	1	0
	出資法人への貸付金・委託料・補助金の検討	7	7	0	25	23 (3)	2 (2)
	出資法人への府有財産の貸付	0	0	0	1	1 (1)	0
	出資法人への損失補償・債務保証	0	0	0	1	1	0
各出資法人に対する指摘	財団法人大阪産業振興機構	0	0	0	3	3	0
	財団法人大阪府タウン管理財団	0	0	0	5	5	0
	大阪府住宅供給公社	0	0	0	2	2	0

(注1) 監査の結果・・・①合規性、②3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、是正・改善を求めるもの
意見・・・・・・・・監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2) 措置・・・・・・・・監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの
経過報告・・・・・・・・措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
第4 監査の結果及び意見（府の財務事務に対する指摘）			
【1】出資の有効性 検討 2. 意見	財政的・人的関与を最小限に抑制する、という方針を明確にしているのであるから、出捐の回収ができない公益法人や社会福祉法人以外の株式会社の指定出資法人については、 <u>自立化のため、将来においては可能な限り府の出資比率を下げ</u>	【株式会社大阪国際会議場】 府立国際会議場が有する国際会議拠点機能を最大限に発揮させる観点から、現在、当該法人（指定管理者）と、来年度以降の施設の運営のあり方について協議中である。今後、この協議の結果	経過報告

<p>(1)「財政再建プログラム(案)」の方向性として<u>自立化を目指す法人については出資のあり方を見直すべき</u></p>	<p>ることが望ましいと考える(意見番号1)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社大阪国際会議場 ・大阪高速鉄道株式会社 ・堺泉北埠頭株式会社 	<p>をふまえ、府出資率を含む中長期的な課題について検討していく。</p>	
<p>(2)出資に対する効果の測定をすべき</p> <p>①株式配当収入の<u>効果の確認</u></p>	<p>次の2出資法人については、さらに<u>出資の効果としての配当を要求することが可能</u>であるとする(意見番号2)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社大阪国際会議場 ・堺泉北埠頭株式会社 	<p>【堺泉北埠頭株式会社】</p> <p>現在、大阪府市統合本部において、広域行政・二重行政に係る経営形態の変更等について協議・検討が進められている。</p> <p>その中で、港湾管理者が担ってきた権限の一部を港湾運営会社に移管するため堺泉北埠頭株式会社の有効活用を図ることについても協議・検討中である。</p> <p>将来、同社が港湾運営の主体となる場合は、府の出資による関与や人的関与が一定必要となることが見込まれるため、財政構造改革プラン(案)の方向性を踏まえ、港湾運営会社に対する国の動向も見極めながら出資や配当のあり方を検討していく。</p>	<p>経過報告</p>
		<p>【堺泉北埠頭株式会社】</p> <p>現在、大阪府市統合本部において、広域行政・二重行政に係る経営形態の変更等について協議・検討が進められている。</p> <p>その中で、港湾管理者が担ってきた権限の一部を港湾運営会社に移管するため堺泉北埠頭株式会社の有効活用を図ることについても協議・検討中である。</p> <p>将来、同社が港湾運営の主体となる場合は、府の出資による関与や人的関与が一定必要となることが見込まれるため、財政構造改革プラン(案)の方向性を踏まえ、港湾運営会社に対する国の動向も見極めながら出資や配当のあり方を検討していく。</p>	<p>経過報告</p>

<p>(5) <u>株式会社大阪繊維リソースセンターに対する貸付金の回収条件を早急に見直すべき</u> ⑤意見</p>	<p>現在保有している余剰資金を取り崩したとしても、数年間の返済が限界である。営業収益の5倍もの貸し付けを行っていることから、<u>現在の貸付条件では回収不可能であることは明らかであり、早急に貸付条件を見直さなければならない</u> (意見番号 38)。</p>	<p>23年4月、(株)大阪繊維リソースセンターから社員数の削減や不採算事業の廃止などリストラ策が示された。 同社は、23年6月に就任した新社長のもとで経営改善計画の策定に取り組んでいる。</p>	<p>経過報告</p>
<p>(2) <u>大阪府立中河内救命救急センターの効率的な運営方法を検討すべき</u> ②意見</p>	<p>現状のサービス水準を維持しつつ、より効率的な運営方法を探り、府の負担を縮減することを検討すべきであるから、<u>隣接する東大阪市立総合病院とも連携協力し、より効率的な運営を行う方策の検討が必要である</u>と考える(意見番号 45)。 ・財団法人大阪府保健医療財団</p>	<p>【財団法人大阪府保健医療財団】 疾病構造の変化や救急医療の現状を踏まえ、地域の救急医療体制に不可欠な救命救急センターとして一層の医療機能の充実を図るため、よりよい運営形態のあり方について検討を進めている。</p>	<p>経過報告</p>
<p>(3) <u>大阪府立健康科学センターの業務のあり方、指定管理料の積算方式の見直し</u> ②意見</p>	<p><u>大阪府立健康科学センターの指定管理料の支払いは精算方式とされているが、この方法では、施設の運営にかかる費用は基本的には全て府の負担により賄われることになり、指定管理者が経営の効率化を図りづらいものである。よって固定的な項目については、あらかじめ府が管理運営に必要な経費を精査して総額を算定し、その範囲内で指定管理者が管理運営を行う形の協定にすべきである</u> (意見番号 47)。</p>	<p>大阪府立健康科学センターは平成24年3月末をもって公の施設を廃止し、指定管理者制度も導入していない。</p>	<p>措置</p>

<p>(4) 指定管理料と別に支出している負担金は指定管理料に含めるべき ②意見</p>	<p>財団法人大阪府保健医療財団に対する負担金は、実質的には両施設の管理運営業務にかかるものである。<u>指定管理料とは別に負担金という形で、大阪府立中河内救命救急センターと大阪府立健康科学センターへ支出が行われているが、指定管理料と負担金とに分けて支出を行うと、それぞれの施設の管理運営にかかる金額を正確に把握することができない。</u>両施設の管理運営にかかる支出を明確にし、今後の施設の管理運営に資するためにも、<u>それぞれの施設にかかる負担金を区分するとともに、その金額を指定管理料に含めるべきである</u> (意見番号 48)。</p>	<p>平成 24 年度からは、事業ごとに委託ないし補助として支出することとした。</p>	<p>措置</p>
<p>(5) <u>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団に対する指定管理料の積算の見直し</u> ②意見</p>	<p><u>法人本部の人件費については、法人本部の全正規職員 42 人分の人件費 332,169 千円を指定管理料の対象となる事業費として加算し、府が負担している。</u>法人本部の業務には金剛コロニー以外の事業(自主事業等)の管理業務もあるため、金剛コロニー以外の社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団立施設にかかる人件費も、指定管理料の計算に含められている。<u>法人本部人件費の事業別区分方法を見直すべきである</u> (意見番号 49)。</p>	<p>本部職員人件費については、府立施設と団立施設へのそれぞれの関与を明確に区分するとともに、両施設の事務を兼務する職員人件費については、それぞれの施設に専従する職員の人件費比率で按分する。</p> <p>以上の取扱いについては、府と事業団との間で覚書を締結し、平成 23 年度の委託料の精算から反映。</p>	<p>措置</p>

<p>【9】出資法人への 府有財産の貸付</p> <p>3. 意見</p>	<p>これに沿って考えると、法人の自主事業において利用する財産を府から貸借する場合において、貸付料の減免を受けているのであれば、貸付料の減免をなくす方向で見直しを進めることが必要である。なお、現在減免を行っているものの中でも、例えば、財団法人大阪産業振興機構のマイドームおおさかの貸付については、従前は貸付料を無償としていたものを見直し、貸付料の一部を徴収しており、一定の見直しが進められている状況である。引き続きこうした見直しを行うことが望まれる。また、自立化を目指すスキームとして、府有財産の無償貸付を条件としているような場合（社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団との取引）には一定の配慮が必要である。</p> <p>上記出資法人に対する貸付料の減免を行うことによる機会損失の金額は、指定出資法人とその他出資法人の合計で327,895千円である（意見番号51）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人大阪府地域福祉推進財団 ・財団法人大阪府みどり公社 ・財団法人大阪府都市整備推進センター ・財団法人大阪府スポーツ・教育振興財団 ・財団法人大阪労働協会 ・社会福祉法人大阪府総合福祉協会 ・財団法人大阪府マリーナ協会 	<p>【財団法人大阪府地域福祉推進財団】</p> <p>大阪府社会福祉会館については、財産活用課と協議の上、平成23年度分から5割減額の貸付料への見直しを行った。（なお、市町村交付金相当額を相手方に負担させることから最終的な減額割合は4割とした）</p>	<p>措置</p>
---	---	---	-----------

平成20年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況
 普通財産の管理に関する財務事務について（行政財産の用途廃止事務を含む）
 総括表

【平成24年5月8日現在】

項 目	監査の結果			意 見		
	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)
公有財産の管理に関する監査結果	1	1	0	10	10	0
普通財産貸付事務に関する監査結果	22	22	0	44 (11)	33	11 (11)
公有財産の有効活用に関する監査結果	2	2	0	39 (5)	34	5 (5)

(注1) 監査の結果・・・①合規性、②3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、是正・改善を求めるもの
意見・・・・・・・・・・監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2) 措置・・・・・・・・・・監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの
経過報告・・・・・・・・措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
第5 普通財産貸付事務に関する監査結果			
【3】貸付普通財産の使用目的別検討	同様に他の <u>保育園敷地</u> を目的とした貸付けについても減免取引から見直すべきと考える（意見番号21）。	島屋保育所敷地については、平成27年度末まで無償貸付契約を交わしているが、平成24年4月に貸付先である社会福祉法人島屋福祉会に対し、有償貸付又は売却の検討を依頼した。今後、法人内で検討を行う予定であり、引続き同法人に働きかけを行	経過報告

(意見) 6. 保育園		う。	
		東大阪春宮（行政財産）については、貸付先の東大阪市と減免の見直しに向け協議中である。	経過報告
7. 高齢者向け施設	高齢者向け施設については、3件すべて免除している。しかし、【1】1.に記載したとおり、平成18年2月の総務部長通知において府の事務事業との関連性があるもの等、貸付料減免の要件を厳格に適用することを求めており、 <u>高齢者向け施設であることをもって免除理由とすることは妥当とはいえない。有償貸付へ見直すべきである（意見番号22）。</u>	特別養護老人ホーム富美ヶ丘荘の職員寮の用地及び建物については、平成21年7月以降、貸付先である社会福祉法人恩賜財団済生会と協議を行っているが、これまでの経過及び施設の収益から考え、有償化は困難であるため、返還も含め調整している。今後も引き続き使用貸借の解消に向け同法人と協議を行う。	経過報告
【4】貸付普通財産の貸付先法人種類別検討（意見）	このように市に減額または免除により貸付けている場合においては、各々、かつては貸付け時の経緯はあったものの、現在の府の財政状況から鑑みて <u>貸付料を徴収するよう交渉すべきである（意見番号23）。</u>	富田林病院の建物については、有償貸付の場合の賃料算定方法について協議しているが、建物を有償貸付とする場合は、富田林市に対する土地の賃借料を支払う必要がある。このため、建物の譲渡も視野に入れて、調整している。	経過報告
2. 地方公共団体		元大阪府立勤労青少年会館（泉ヶ丘勤労者体育センター）敷地については、貸付先である堺市に対し、現貸付期限の平成26年3月末以降は、無償貸付は困難である旨伝えるとともに、有償による賃貸契約または、買取りを検討するよう平成23年6月に申し入れを行った。	経過報告
		府営和泉北信太住宅の温水プール用地については、平成39年4月末まで契約をしているが、貸付先である和泉市と、対象地の処分も含めて減免見直しについて協議中である。	経過報告
4. 元身体障害者更生授産所 (3) 意見	本来は管理運営主体である <u>東大阪市が所有権を取得すべき土地を、府が貸付料を免除して貸し続けていることから、早急にこの状況を解消することが望まれる（意見番号29）。</u>	東大阪市に対し、平成24年度中に枚岡警察署敷地内等の市有地との等価交換を行うことを条件に、当該地の平成24年度の無償貸付を行った。	経過報告

<p>5. (元) 能勢の郷</p> <p>(2) 意見</p> <p>①貸付料の徴収や資産の売却について検討すべき</p>	<p>現在のように普通財産として保有するのであれば、当該施設の置かれている状況を鑑みても、公有財産規則に規定する<u>貸付料の徴収や資産の売却の可能性について検討すべき</u>であると考えられる。(意見番号 30)</p>	<p>当該施設の立地条件等を考慮しながら、貸付料の徴収や資産の売却の可能性について検討を行うとともに、資産の借受者である地元団体と協議した結果、平成 24 年度から貸付料を徴収することとした。</p>	<p>経過報告</p>
<p>8. 岸和田市保健衛生センター敷地</p> <p>(3) 意見</p> <p>①周辺地の有償貸付けの検討が必要</p>	<p>有償貸付部分の土地貸付料については、平成 20 年度から減額率を低下させ 5 年後には正規の貸付料とする合意ができていますが、(中略) まずは<u>駐車場として利用している部分を有償貸付とすることが求められる。</u>次に、<u>テニスコート部分について、(中略) 岸和田市にもその解決策を求め、府は岸和田市とともに土地の売却、有償貸付、その他有効利用を検討していくことが必要</u>と考える (意見番号 33)。</p>	<p>現行の有償貸付部分の土地貸付料については、平成 24 年度から減免をしない正規の貸付料としたところである。</p> <p>その他の敷地については、平成 23 年度に同敷地内に泉州北部初期救急広域センターを建設する計画が持ち上がったため、これまでの敷地の活用方針を保留としていたが、23 年度末に当地での建設計画が白紙となったことから、今後は岸和田市と協議を再開し、どの部分を売却し、有償貸付とするのかを明確にしていく。</p> <p>とりわけ、駐車場については有償貸付の方向で調整しており、その他の部分についても有償貸付、民間への売却等の案ができつつあるため、医師会を含め、岸和田市とその具体化に向け調整を進める。</p>	<p>経過報告</p>
<p>9. 島屋保育所敷地</p> <p>(3) 意見</p> <p>①貸付料の徴収を検討すべき</p>	<p>当該通知内容の変更に伴って、<u>貸付料を免除する府の貸付方針も見直すべき</u>である (意見番号 34)。</p>	<p>社会福祉法人についても、他の法人と同様、貸付料減免措置の必要性、妥当性を点検し、適正な取扱いを行うこととしている。</p> <p>現在の契約期間は、平成 27 年度末までであるが平成 24 年 4 月に社会福祉法人島屋福祉会に対し、有償貸付又は売却の検討を依頼した。今後、法人内で検討を行う予定であり、引続き同法人に働きかけを行う。</p>	<p>経過報告</p>

<p>10. 泉南医療福祉センター敷地</p> <p>(2) 意見</p> <p>①介護保険施設（特別養護老人ホームほか）敷地使用部分は減免見直しが必要</p> <p>②病院の公的役割部分に対してその相当額の支援を行うことに向けた検討に着手すべき</p>	<p>今後は、他事業者との公平性の見地から<u>介護保険施設の敷地として使用している部分の貸付料免除の見直しが必要</u>である（意見番号 36）。</p> <p>当該病院に対しても<u>府が負担すべき公的部分の適正額はいくらかを明確にするように努め、その相当額の支援（補助金等）を行うことへ向けた検討が望まれる</u>（意見番号 37）。</p>	<p>平成 21 年 2 月以降、貸付先である社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会に対し、無償貸付の継続が困難である旨を説明し、平成 22 年 7 月以降有償化に向けた協議を継続しており、今後も引き続き同法人に働きかけを行う。</p> <p>泉南医療福祉センターは、介護保険適用施設と医療施設が一体となって運営されており、センター全体の収支は好転しているものの、依然として累積赤字を抱えていることから運営状況等を考慮しながら、更なる収支改善に向けた働きかけを行う。</p>	<p>経過報告</p>
<p>17. 大阪府港湾教育訓練センター</p> <p>(2) 意見</p> <p>①社会情勢の変化等に即応して、貸付料減免の見直しが必要</p>	<p>府は、<u>貸付先に「当該施設が貸付料免除施設には該当せず、適切な貸付料の負担が必要であること」の理解を求め、負担スキームを検討する必要がある</u>（意見番号 48）。</p>	<p>平成 21 年 3 月以降、貸付先である社団法人港湾教育訓練協会に対し、貸付料負担の協議を行っているが、同協会は、これ以上の負担は同協会の経営状況から難しいとして、合意に達していない。</p> <p>今後も経営状況等を考慮しながら、働きかけを行う。</p>	<p>経過報告</p>

<p>③施設の売却を推進すべき</p>	<p><u>独立行政法人雇用・能力開発機構が全施設を管理・運営する方が、本来の役割分担に合致するとともに、施設運営及び管理の効率性や有効活用の観点から優れていると考える。よって、府は当該センター建物の持分を同機構に売却することも検討すべきと考える（意見番号 50）。</u></p>	<p>港湾教育訓練センターは、独立行政法人雇用・能力開発機構（現独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）が全施設を一体的に運営する方が効率的と考える。平成 21 年 3 月に売却にかかる協議を行う必要性について同機構に申し入れた。摂津市にある関西職業能力開発促進センター（ポリテクセンター関西）とあわせて、今後も引き続き協議を行っていく。</p>	<p>経過報告</p>
<p>第6 公有財産の有効活用に関する監査結果</p>			
<p>【3】全般的検討（意見） 8. 普通財産の未利用地・低利用地 (2) 庁舎周辺整備用地 ②意見 (A) 「庁舎周辺整備用地」の早急な有効活用方針を確定すべき</p>	<p>府庁舎の建て替え（または移転、土地活用）案のどの案においても、<u>構想案対象外となっている用地については、資産維持コスト（草刈り費用等）を勘案しつつ、早期売却等の対策を検討すべきである（意見番号 64）。</u></p>	<p>大手前地区については、平成 23 年 2 月にとりまとめた土地利用計画（素案）をたたき台として、今後、まちづくりの具体化を図ることとしており、こうした動きとあわせ、事業化する見込みのない用地の活用方策についても引き続き検討を進める。</p>	<p>経過報告</p>

<p>【6】低・未利用行政財産の個別検討結果</p> <p>1. 砂川厚生福祉センター</p> <p>(2) 意見</p> <p>①総合的な土地利用計画が必要</p>	<p>今後、センター再編整備の進展に伴い、センターの必要敷地は減少し未利用の土地が増加していくことになる。その場合において、センター内の施設・運動場等の配置に加え、残された土地の利便性を考慮（例えば、利用しやすい形状にする、外部からのアクセスを考慮するなど）して、<u>現在のセンター敷地全体の利用価値を高め、有効活用の方法を早急に検討することが望まれる</u>（意見番号72）。</p>	<p>府立佐野支援学校の生徒数の急増に対応するため、敷地の一部（15,376㎡）を平成21年7月から平成25年5月まで、同支援学校の仮設校舎用地として使用許可を付与し、平成22年4月より府立佐野支援学校砂川校として開校している。また、平成23年度末には、旧法施設である「こんごう寮」についても廃止した。</p> <p>これらを踏まえたうえで、本センターの今後の土地利用計画については、支援校の本使用期間が終了するまでに検討する。</p>	<p>経過報告</p>
<p>10. 都市計画道路泉州山手線用地</p> <p>(2) 意見</p> <p>②機会費用を認識の上、早期に事業化または事業化廃止へ取り組むべき</p>	<p>毎年、事業を行わずに未利用地を保有することにより、コストが発生することを十分に意識したうえで、<u>早期事業化または、事業化廃止を決定すべき</u>である（意見番号80）。</p>	<p>長期未着手である道路の都市計画については、平成22年度中に見直しの基本方針を策定し、平成23年度から関係市町村に見直し素案を提示し協議を進めている。</p> <p>それに基づき、平成25年度までに都市計画の変更を行う予定としており、これに合わせて将来の事業化または廃止を決定する。</p>	<p>経過報告</p>
<p>③機会費用を認識の上、早期に事業化または事業化廃止へ取り組むべき</p>	<p>毎年、事業を行わずに未利用地を保有することにより、コストが発生することを十分に意識したうえで、<u>早期事業化または、事業化廃止を決定すべき</u>である（意見番号83）。</p>	<p>長期未着手である道路の都市計画については、平成22年度中に見直しの基本方針を策定し、平成23年度から関係市町村に見直し素案を提示し協議を進めている。</p> <p>それに基づき、平成25年度までに都市計画の変更を行う予定としており、これに合わせて将来の事業化または廃止を決定する。</p>	<p>経過報告</p>

<p>17. 阪南桃の木台 (2) 意見 ②当物件の利用計画を早急に再検討すべき</p>	<p><u>補助金返還の問題はあるものの、戸建住宅建設への計画変更も含めて当物件の利用計画を早急に再検討する必要がある。</u> 阪南スカイタウンの物件の分譲価格から概算すると、当物件全体の分譲価格は5億円程度になると思われる。(中略)このまま当物件を放置すれば、その間の維持管理費用1,000千円のほか、金利相当額や固定資産税などの機会費用も毎年発生する。これらのコストも十分に加味して検討を行うべきである(意見番号93)。</p>	<p>府の財政状況を踏まえ、事業の優先順位を検討した結果、現存する府営住宅の耐震化を優先するものであり、建設工事の着手時期については、現在、利用計画の代替案と並行して検討中である。</p>	<p>経過報告</p>
--	---	--	-------------

平成19年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

都市整備部が所管する港湾事業及び河川事業並びに総務部危機管理室が所管する事業の財務に関する事務の執行
総括表

【平成24年5月8日現在】

項目	監査対象機関 (部局等)	指 摘			意 見		
		件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)
港湾に関する事務	都市整備部 港湾局	19	19	0	17	17	0
	堺泉北埠頭 株式会社	4	4	0	10 (4)	6	4 (4)
	泉大津港湾都市 株式会社	2	2	0	4	4	0

河川及び水防に関する事務	都市整備部 河川室	0	0	0	16	16	0
危機管理に関する事務	総務部危機管理室 (現 政策企画部)	1	1	0	23	23	0

(注1) 指摘・・・①合法性、合规性、②経済性・効率性・有効性の観点から、是正・改善を求めるもの
意見・・・指摘には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、大阪府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2) 措置・・・指摘等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの
経過報告・・・措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

第3 堺泉北埠頭株式会社

8 青果事業

(4) 大阪府営施設の使用料が低廉に抑えられていること

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
① 燻蒸上屋の使用料 エ 監査の結果及び意見	(前略) 燻蒸上屋は特別会計に属するものであり、特別会計は原則としてその収入でもって費用を賄うべきものである。この特別会計の趣旨に鑑みれば、大阪府において、燻蒸上屋の使用料について、原価との乖離を縮小する努力が求められる。【意見】	青果事業関連施設の使用料については、近隣の港湾管理者による同様の施設の利用料金の引下げや、青果燻蒸基準の緩和及び外部環境の悪化など、事業環境が激変している。 相応の料金改定にあたっては、近隣港の動向、事業環境等を踏まえるとともに、さらに港湾法の改正により港湾管理者の指定を受けた三セク会社が港湾運営の主体となることができるよう法整備がなされたことから、税の優遇措置等の国の動向も見極めつつ、引続き検討を行う。	経過報告
② 大阪府営上屋の屋上使用料	大阪府は、更地利用の場合の料金設定とは異なり、相応の料金設定を検討してもよいのではないかと考えられる。【意見】		
③ 上屋敷地の使用料	同上【意見】		
④ まとめ	(前略) 青果事業関連施設使用料については、相応の料金設定を検討してもよいのではないかと考えられる。【意見】		